

環境社会配慮助言委員会 第100回 全体会合

日時 2019年3月4日（月）14:00～17:05

場所 JICA本部 113会議室

（独）国際協力機構

助言委員（敬称略）

石田 健一	元東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門 助教
小椋 健司	阪神高速道路株式会社 技術部国際室 国際プロジェクト担当部長
木口 由香	特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 事務局長
島 健治	株式会社三井住友銀行 国際審査部 国際環境室室長
鈴木 孜	元アークコーポレーション株式会社 元技術部長
田辺 有輝	特定非営利活動法人 「環境・持続社会」研究センター（JACSES）持続 可能な開発と援助プログラム プログラムディレクター
谷本 寿男	元恵泉女学園大学 人間社会学部 教授
寺原 譲治	城西国際大学 環境社会学部 教授
錦澤 滋雄	東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 准教授
長谷川 弘	広島修道大学 人間環境学部・大学院経済科学研究科 教授
林 希一郎	名古屋大学 未来材料・システム研究所 教授
原嶋 洋平	拓殖大学 国際学部 教授
日比 保史	一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパ ン（CI ジャパン） 代表理事
福嶋 慶三	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 PCB 処理営業部 営業企画課 課長 （元環境省 大臣官房総務課 政策評価室・政策調整室（併任） 総合環境政策局 環境影響評価課 総括補佐）
村山 武彦	東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 教授
山崎 周	株式会社三菱 UFJ 銀行 ソリューションプロダクツ部 プロジェクト環境室 室長
米田 久美子	一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 研究主幹

JICA

中曽根 慎良	審査部 次長
永井 進介	審査部 環境社会配慮審査課 課長
村瀬 憲昭	審査部 環境社会配慮監理課 課長
内田 久美子	アフリカ部 アフリカ第一課 課長
竹田 幸子	東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課 課長
柿岡 直樹	東南アジア・大洋州部 東南アジア第三課 課長
竹下 正孝	中東・欧州部 中東第一課 課長

午後2時00分開会

○永井 時間となりましたので、JICA環境社会配慮助言委員会第100回全体会合を始めさせていただきますと思います。

まず、注意事項でございます。全体会合時のマイクの使用の注意点でございます。逐語議事録を作成しております関係で、ご発言される際には、必ずマイクを使用してお発言いただきますようお願いいたします。また、ご発言の際にマイクをオンにし、ご発言が終わりましたらオフにさせていただきますようお願いいたします。

また、マイクは三、四人に1本程度でのご使用となっております。恐れ入りますが、適宜マイクを回していただくなど、ご協力いただきますようお願いいたします。

以上、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

また、本日の全体会合ですけれども、オブザーバー参加者がございます。日本工営株式会社の片島様と宮市様、株式会社建設技研インターナショナルの伊藤様とハタノ様、特定非営利活動法人メコン・ウォッチの遠藤様、株式会社三井住友銀行の天野様がオブザーバー参加登録をいただいております。

設置要領に基づきまして、必要に応じて議事進行役の判断でオブザーバーの発言が認められてございます。オブザーバーの方で発言いただく場合は、挙手していただいた上で議事進行役に判断を仰いでいただければと思います。

では、事務局からは以上です。

原嶋先生、よろしくお願いいたします。

○原嶋委員長 それでは、第100回の全体会合を開催させていただきたいと存じます。ちょうど2時になりますけれども、本日もよろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして進めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、冒頭にワーキンググループのスケジュール確認ということで、事務局からご説明をお願いします。

○永井 事務局から失礼します。

議事次第の裏側の紙をごらんください。3月、4月、5月のワーキンググループの担当割りを記載させていただいております。3月、4月につきましては、皆様よりご了承いただいたものでございます。5月に関しましては、事務局のほうで割り振らせていただいたものです。こちらの日程の中で難しい日程があれば、お教えいただければ幸いです。

鈴木委員。

○鈴木委員 4月15日にちょっと出られなくなっていました。すみません。

○永井 承知いたしました。

林委員。

○林副委員長 5月17日を5月31日に変えていただけたら。

○永井 承知いたしました。5月31日に変更いたします。

よろしいですかね。日程の変更が必要であれば、事務局にまたご連絡いただければ幸いです。

以上です。

○原嶋委員長 それでは、続きまして、環境レビュー方針の報告ということで、ケニア国のモンバサ港ゲートブリッジ建設事業でございます。準備が整いましたら、ご説明をよろしく申し上げます。

○内田 皆さん、こんにちは。アフリカ部の内田と申します。

12月にワーキンググループ会合を開催させていただきまして、その際いただいたご助言につきましては、こちら、今映っております助言対応ということで、表にまとめさせていただいております。本日はこれらご助言も踏まえた環境レビュー方針というものをご説明させていただけたらと思っております。

こちらが環境レビュー方針になりますけれども、1枚目のほうは、既に何度かご説明差し上げているということもございまして、一度スキップさせていただきまして、次のページ、2枚目からご説明差し上げたいと思います。

まず、全般事項の2) 環境社会配慮文書ですけれども、こちらはEIA及びRAPそれぞれが協力準備調査を通じて策定済みでございます。EIAにつきましては、現在ケニアの環境管理庁というところ、NEMAと呼ばれているところなんですけれども、こちらで承認の途中でございまして、その次の項目、環境社会許認可のところにもございすけれども、3月中、今月中に承認される予定となっております。

これらの文書は、協力準備調査のドラフトファイナルレポートとともに、環境レビューに先立ちまして情報公開をする予定となっております。また、環境許認可に附帯条件がついた場合には、それらを遵守する旨、実施機関でございますケニア高速道路公社と合意しております。

次が6) 環境管理計画、環境モニタリング計画、モニタリングフォームということで、こちらはEMP、EMoPがEIA報告書に含まれていることは確認済みでございます。また、工事中はほかの事業と同じですけれども、四半期ごと、あるいは供用後2年間におきましては、半年ごとにモニタリング結果をJICAのほうに報告してもらえることになっております。その際のモニタリングフォームにつきましては、案は既に入手済みでして、今回の審査で最終化の上、合意してくる予定でございます。

次が7番の実施体制ですけれども、こちらは追加確認事項というものは特にございませんが、ワーキンググループ会合のときにご助言いただきまして、特にOM体制の強化という観点から、点検や修理、事故対応といった現場体験の充実化を図る予定となっております。その旨はこちらの対応表のほうに記載させていただいております。

次が8番、コンサルタントのToRになりますけれども、こちらは既に合意済みのEMP、EMoPが確実に実施されますように、環境社会配慮の団員が含まれています、あとToR

そのものについては、既にKeNHAのほうとほぼ合意をしております。審査において最終化の上、合意することになるかと思えます。

次が情報公開ですけれども、既にご説明申し上げておりますけれども、審査に先立ちまして、承認済みのEIA、RAPなどなど、あるいはモニタリング結果につきましても、JICAの環境ガイドラインに基づきまして、我々のホームページで公開する旨説明しております、先方からも合意を得ております。

次、3ページ目の汚染対策、その中の小項目、1) 大気質ですけれども、こちらもご助言いただいているものでして、PM2.5に関連してご助言いただいているんですけれども、汚染物質を吸着しまして、影響緩和が期待される植樹帯、あるいは騒音対策となります障壁等の導入につきましても、合意をしております、こちらの実施を改めて審査の中で合意をしてくる予定になっております。

次が3番、廃棄物です。こちらもご助言いただいているんですけれども、本事業で生じる廃棄物の適切な管理とモニタリングというものを実施することで、先方のKeNHAとは既に合意をしておりますが、今回の審査で改めて合意をすることになるかと思えます。

廃棄物の2点目になりますけれども、本事業の建設工事から有害廃棄物の発生は想定されておりません。建設の廃棄物についても盛り土材として再利用し、廃棄物量の減少が図られる予定になっておりますので、適切な処理はすることにはなっておりますけれども、なるべく廃棄物そのものが出ないということで対策をとることになっております。

次がちょっと飛びまして、5ページ目、社会環境、その他の項目の4) 補償方針です。細かくはこちらに書いておりますけれども、こちらもご助言いただいているケースですけれども、基本的には墓地や学校、教会等の影響につきましても、社会的な影響を回避するために、移転スケジュールの事前の周知や、明け渡し前の移転準備が確保された旨を追記いたしましたエンタイトルマトリックスにつきましても、審査のときに合意することになっております。

基本的には、金銭補償ということにはなっているんですけれども、それについて住民とも合意をしておりますし、さらに何か必要なことがあれば、先ほどご説明申し上げたコンサルタントの支援を受けながら対策を講じることになっております。

次が5) 番の生計回復支援になります。こちらに関しましては、第三機関と契約をいたしまして実施される予定になっております。こちらのToR案につきましても、内容をちゃんと確認するという意味でToR案を作成いたしまして、既に実施機関と合意しておりますので、その内容に沿った支援策というものが講じられることになっております。

また、生計回復支援が確実に実施されるように、実施体制とその予算確保の状況につきましても、審査において実施機関、KeNHAと改めて合意をすることになっております。

ます。また、漁民に対して漁業規制や工事に関する情報等をタイムリーに提供する旨を、改めて合意することになっております。

仮の水揚げ場に関しましては、代替水揚げ場の確保をすることになっておりますし、あるいは水揚げ場へのアクセスの確保ということにも留意してまいります。また、ビーチマネジメントユニットと言われている漁業組合なんですけれども、そちらとの協議も継続的に行うことによって、タイムリーな、かつ適切な緩和策が講じられるようにということで、先方と合意をしております。

次が最終ページ、6ページ目ですけれども、文化遺産になります。こちらは世界遺産として登録されておりますジーザス要塞から2キロ以上離れていることもございまして、本事業による影響は想定されていないことは確認しております。他方、事業対象部の一部に歴史的建造物が含まれていることもございまして、Cultural Impact Assessment、CIAを実施した上で、必要な対策が講じられる予定になっております。こちらはCIAに沿って必要な対策が確実に実施されるように、実施機関のほうと合意してくる予定でございまして。

以上、駆け足になりましたが、私からの説明は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、今のご説明に対して、ご質問、あるいはコメントがございましたら、ご発言をお願いします。

○石田委員 ありがとうございます。

両方の書類、ファイナルレポート助言対応と、それから今ご説明いただいた環境レビュー方針を比較して、両方見て、自分が関心があるところが記述が違うので、どういうふうに理解すればいいか教えていただきたいんですけれども、一番最後に読んでいただいた5番の生計回復支援、クリーク内でのいろいろな情報、公示やモニタリングに係る情報を、漁民にタイムリーに提供するというところ、それと、あとはファイナルレポートの助言対応では、1枚めくっていただいて、2枚目の一番下のところに同じような内容が書かれているんですね、クリークの中でのモニタリング結果を定期的に提供すると。

ファイナルレポート助言対応では、詳細設計及び施工実施中においてのみというふうに読めるんですね。これはどう考えればいいのでしょうか。環境レビュー方針のほうでは、施工が終わって供用後のモニタリングの情報も漁民に提供するというふうになっているので、どちらをとればいいのでしょうか。

○内田 緩和策につきましては、供用後も2年間はモニタリングするということになっておりますので、修正いたします。

○石田委員 ありがとうございます。

○原嶋委員長 どちらのほうを修正することになるのでしょうか。助言対応のほうを

修正するということですね。

○内田 さようでございます。

○原嶋委員長 ほかにございますか。

ちょっと1点だけ確認したいんですけども、モニタリングを約束されているということですが、これは社会配慮の部分も含めてということでしょうか。

○内田 さようでございます。

○原嶋委員長 住民移転の数は予定としては2,589世帯、3,230名、中に非正規住民の方も含まれておりますけれども、このRAPの実施についてもモニタリングするというのでよろしいんですね。

○内田 さようでございます。

○原嶋委員長 ほかにございますでしょうか。

○村山委員 5ページの4)の補償方針のところなんですけど、墓地、学校、教会等の影響については、前の段階では金銭補償ということだったと思うんですけども、こちらの記述だと移転地も確保されるということでしょうか。

○内田 ありがとうございます。

確保はされないんですけども、こちらでも現地の住民とも相談した結果ではあるんですけども、移転先の確保そのものはされないのですが、困難が生じた場合等には支援を実施するというようになっております。

○村山委員 わかりました。ただ、この記述だと「移転地準備が確保される」と書いてあるので、どうも移転地が確保されるようなイメージになるので、もしおっしゃったようなことであれば、少し記述を修正していただいたほうがいい気がします。

○内田 承知いたしました。エンタイトルマトリックスのほうを修正させていただきます。ご指摘、ありがとうございます。

○原嶋委員長 これは今の5ページ目の4)の中での一番の行ですね。

○内田 さようでございます。

○原嶋委員長 じゃあ、ここの部分を今のコメントに従って修正するということで。

修正するというのは、「確保するよう申し入れる」とあるわけですけども、修正するというのはどういうふうに修正することになるんでしょうか。

○内田 実はここの移転地準備が確保されるようということなので、移転地を探すこととかを含めた準備ということではあるので、ここの記載自体は必ずしも間違っていないんですけども、ちょっとわかりやすく修正させていただきます。

○原嶋委員長 基本は金銭補償ということで、その後移動される方がいろいろ探されることを、形としてはアシストするようなことというような意味合いということでしょうか。

○内田 さようでございます。

○林副委員長 ちょっと教えていただきたいんですけども、今回の事業と経済特区

開発事業とか、JICAが支援している事業という、この辺に幾つかあるような気がするんですけども、その辺の関係をちょっと教えていただけますか。

○内田 経済特区に関しましては、これからまた環境レビュー方針を、まずワーキンググループ会合もあるんですけども、諮らせていただくことになると思うんですけども、モンバサ地域のマスタープランという意味では、それぞれ規定されている案件でもございますので、非常に関係はございますが、こちらはもともと経済特区がなかったとしても、現在ひどい交通渋滞、モンバサ地域の交通渋滞緩和の目的もございますので、より単体でも実施すべき案件ということになっておりますが、今後経済特区が開設されれば、ますます想定される交通需要の増大に対しても対応できる案件になっているかと思えます。

○原嶋委員長 確認ですけども、今の経済特区とこの事業は、直接一体ではないということはよくわかるんですけども、タイミング的にはこれから経済特区の開発について、JICAさんがいろいろアシストされるということが予定されているということでしょうか。

○内田 さようでございます。

○原嶋委員長 それはどういう形での関与になるんですか。

○内田 現在、協力準備調査を有償と無償でしておりまして、どちらのスキームでも支援する予定になっております。

○原嶋委員長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、このご報告については、これで締めくくりとさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、環境レビュー結果の報告ということで、フィリピン国のパッシグ・マリキナ川の河川改修事業でございますので、準備が整い次第、報告をお願いします。

○竹田 東南アジア・大洋州部東南アジア五課の竹田と申します。本日はよろしくお願いいいたします。

まず、案件の概要について簡単に振り返らせていただきます。フィリピンのパッシグ・マリキナ川河川改修事業ということで、もともと1990年にJICAのほうでマスタープランの作成を支援しまして、その後2002年のパッシグ・マリキナ川河川改修事業フェーズⅠで、こちらの赤字で書かれてございますフェーズⅡ、フェーズⅢ、そしてフェーズⅣ、黄色の部分なんですけれども、こちらに対するD/Dを作成しております。その後フェーズⅡ、フェーズⅢと実施してまいりまして、フェーズⅢにつきましては、昨年完成しております。そして昨年、フェーズⅣにつきまして、準備を進めさせていただき、ご助言もいただきながら案件を形成、審査してまいりまして、18年11月にE/N署名、そして今年の1月にL/A調印をしております。

本事業の目的ですが、パッシグ・マリキナ川の河川改修、そして洪水に対する非構

造物対策を実施することにより、フィリピンにおける構造物対策と非構造物対策を実施することにより、フィリピンにおける政治、経済、文化の中核であるマニラ首都圏中心部の交通被害の軽減を図り、もって同地域の安定的な経済発展に寄与するものとなっております。

フェーズⅣですが、先ほどの黄色区間につきまして、マリキナ川の中下流部に当たるんですが、そちらの浚渫、そして堤防、護岸、マリキナ堰の建設等を行うことを想定しています。コンサルティングサービスはここに示されているとおりですが、環境管理モニタリング補助、そして住民移転支援モニタリングも実施することとなっております。

適用ガイドラインですが、こちらは2010年のJICAガイドラインということで、カテゴリ分類は大規模非自発的住民移転が発生することから、カテゴリAと分類されてございました。

そして、これまでの経緯ですが、こちらにお示ししましたとおり、9月に全体会合でご助言を確定させていただきまして、そして審査に行きました。1月にL/A調印をしております。

では、ご助言に対して審査でレビューを行った結果につきまして、ご報告させていただきます。まず、1点目ですが、事業対象地の上流を含むパッシグ・マリキナ川流域全体での近年の森林減少の状況を確認することということで、ご助言いただいております。

こちらにつきましては、こちらにございますとおり、最上流部のこちらの保護地区を含む植生につきましては、紙に書いてございますけれども、森林については約12%、そしてほかの樹木・作物は2%減少、そして合わせて全体としては、減少率は約3%となっていることが確認されました。こちらの赤が増えている部分なんですけど、こちらは元々の土地の利用計画に基づきまして、開発が進められた結果、赤が広がっているということになってございます。

今回もこちらの植生の変化を踏まえまして、流出計算を実施しまして、事業の必要性と計画の妥当性を確認いたしました。パッシグ・マリキナ川上流、中流、下流域につきましては、都市化の進捗に伴いまして、全体として樹木の数は減少傾向にありますが、本事業において、ご助言4への対応に記載させていただきますが、環境天然資源省から伐採許可を取りつけて、植樹指示に伴って植樹を行っていく予定となっております。

2番目のご助言についてですが、水生生物・絶滅危惧種を含めた生態系に係るモニタリングを行うよう、実施機関に申し入れることというご助言につきましては、当初環境影響評価報告書では、元々マリキナ川は生活排水等により汚染されていることもございまして、水生生物の絶滅危惧種は確認されておりました。また、工事中につきましても、シルトフェンス等の水質汚濁対策を実施することによりまして、水生

生物への影響を限定的にするように対策をとっておりますので、こちらも限定的であるというふうに評価されています。

ただ、水生生物は絶滅危惧種を含めた生態系に関するモニタリングを実施することにつきまして、今回の審査で実施機関と合意してまいりました。

実施のタイミングですけれども、建設期間中、そして完工後3カ月後にモニタリングを行うとともに、仮に影響が特定された際には、必要な対策をとるようについて合意してございます。

3点目、重要な生態系が存在しないと判断根拠を環境レビュー方針に追記するというので、こちらは右側に記載しましたとおり、判断根拠を追記させていただいております。こちらよろしいでしょうか、ご確認をいただければと思うんですけれども。

次、4点目なんですけれども、本事業対象地から除去される植生の量とともに、対応策として検討される緑化の内容や方針を確認することというご助言をいただいております。実施機関からの情報ですと、本事業、1万400mの護岸、堤防を計画しておりますので、伐採面積は7万2,800m²と算定されてございます。これまでの実施済みのフェーズ3事業でも、伐採の平均密度が2.44本/100m²となつてございましたので、それを前提として計算すると、本事業でも大小樹木は全体で1,776本の伐採が想定されてございます。

これにつきましては、詳細設計の段階でコンサルタントの支援のもと、実施機関がフィリピン国政府の法令に基づきまして、伐採対象の樹木を特定して、環境天然資源省の許可と、そしてまた植樹の場所と、植樹の樹種の指示を得た上で、これに対応していくことにつきまして合意済みです。フェーズ3事業でも同様の対応をしてまいりました。

5点目のご助言ですけれども、ラグナ湖周辺の低平地への埋め立てに関するEIAを実施した上で、環境許認可が実施段階で取得されることを確認するということ。

これにつきましても、ラグナ湖周辺の低平地の私有地の埋め立て、盛り土として利用される予定になってございます。詳細設計時に埋め立て、盛り土用地を確定しまして、実施段階でEIAの実施と環境許認可の取得を行うことで実施機関と合意してございます。

6点目、工事に伴う河岸の公園への影響の期間と区間を最小限にするよう実施機関に申し入れること。

こちらにつきましては、河岸の公園がある区間で新たな堤防を建設しないところがございりますが、こちらについては河岸工事の際の施工ヤードの設置や川幅の拡幅による公園面積の減少といった影響が考えられます。そのため、こういった影響が最小限になるように、詳細設計の段階で住民に対する説明を行いまして、住民からの要望も踏まえた上で施工計画を確認することで審査時に実施機関と合意してございます。

7点目ですけれども、堤の敷設によってもたらされるボートの利用を含めたこれまで

の日常的な川の利用への影響に対する緩和策などについてなんですが、こちらも審査時点で本事業区間のボートの利用は確認されていないんですが、完工後にボートの利用等も可能なように、川へのアクセスを可能とする階段設置等の配慮を反映した設計、施工を行うことにつきまして確認済みです。

同様に、堰のほうもボートが運航可能なように設計される予定となっております。

8番目、浚渫土の処分地や非正規住民の移転地については、世界銀行OP4.12に定義される非自発的な用地取得は行わないことということについてなんですが、こちら民間の土地所有者より市場価格に基づく売買にて取得することを合意してございます。

ケソン市の移転地につきましても、国家住宅庁が選定しましたケソン市外となる予定になってございますが、こちらについても、別事業のために建設したものの、あきのある家屋を活用するため、新たな用地取得は発生しない予定になってございます。

9番目、住民移転に関する先行事例から提起されている勧告が本事業に反映されるようにということなんですが、こちらは別事業といいますか、先行事業でパッシング市が独自に実施した住民移転で、住民移転先でのコミュニティーのオーナーシップの維持や非正規住民の要望に基づく社会インフラへの交通手段提供がなされて、こうした対応が非常によかったということで推奨されています。

こちら、確認いたしました、フィリピン国法でも同様に移転住民に基本的な社会インフラへの交通手段の提供というものは規定されてございますので、本事業においても法律にのっとって対応されることを確認してございます。

また、これまでに実施されました住民協議では、住民が利用しやすいように移転地先の住宅内に小売店を入れてほしいといったような要望が示されてございますので、こういったこともRAPに反映されることを確認してございます。

あとは10番目ですね、カインタ地区の住民移転に関して適切な移転候補地が選ばれ、契約が適切に結ばれることということなんですが、カインタ地区の移転候補地につきましては、必要な土地の規模ですね、必要な土地のサイズが全て確保されているものではないんですけれども、現状、カインタ地区の公有地を活用するなどして、カインタ地区の行政の支援を受けつつ、実施機関の責任のもので、カインタ地区内で必要な土地が確保されるように審査にて合意してございます。

ただ、もし万が一、そのカインタ地区内で土地が不足する場合、あるいは住民の要望でもう少し広い土地が必要になった場合には、少し離れるんですけれども、6kmほど離れたタイタイ地区にはまだ土地に余裕がございまして、こちらをカインタ非正規住民の移転地先に充てることについては可能であることを確認してございます。

11番ですけれども、カインタ地区の住民移転に関して次の点を確認することということについてなんですけれども、被影響住民の住宅につきましては、可能な限り現在のコミュニティーネットワークやつながりが維持されるように割り当てることを審査にて実施機関と合意してございます。先ほど申しましたが、ライフラインや衛生施設

につきましては、実施機関による移転地開発工事で整備されます。

住民協議時には、先ほど申し上げましたが、小売施設を入れるような要望が出ていますので、こちらについても設計に含めて対応する予定でございます。

あと、医療施設、教育施設等、In-Cityの移転なので、既存の施設が利用できると想定されますけれども、必要に応じて交通手段などを提供することを住民協議の中でも検討してまいりたいと思っています。

12番目、RAPによるモニタリングの最終評価の時期が住民移転開始から1年足らずの2021年12月となっているけれども、時期の適切性について確認するということができたが、こちらにつきましても、生計回復の状況を確実に確認するために、回復措置の完了から2年後まで、四半期ごとにRAPのモニタリングを行うことを実施機関と合意してまいりました。このモニタリングの中で十分な措置がとられていないと判断された場合には、JICAのほうでその適切性を確認するまでモニタリングの期間を延長することを合意してございます。

最後、マンガハン放水路沿いの2地区の住民移転が非常に多いことから、きちんとモニタリングのための人員配置とか、開始時期が確認されるようにということでご指摘を受けていた点ですけれども、こちら用地取得、住民移転は、各カインタ市、タイタイ市などの中にLocal Inter-Agency Committeeというものが設置されております。こちらのCommitteeのほうで実際の手続を行っていくことになってはいますが、実施機関が各Committeeの会合や運営にもかかわって各種の支援を行うことで合意済みです。

実施機関側も、住民移転担当をプロジェクトマネジメントユニットに設置します。さらには環境社会配慮のコンサルタントを雇用しますので、こちらのほうで詳細設計を含む建設期間中と完工後2年までのモニタリングを支援していくことで合意してございます。

すみません、長くなりましたが以上でございます。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、今のご説明に対してコメント、ご質問ありましたら、ご発言をお願いします。

どうぞ。

○米田副委員長 ご説明ありがとうございました。

この件に関してだけではなくて、ちょっと一般的な話なんですけど、環境レビューの結果の報告ということなので、助言に対する回答だけではなくて、ほかの項目についても、例えば、環境レビュー方針を見ると、「これこれについて合意する」という項目が物すごくたくさんあるんですけど、それが本当に全て合意したのかとか、あと、この案件はたしかステークホルダーミーティングがまだ1つ残っていたような気がするんですけど、それは本当に開催されて、それなりの結果が得られているのかとか、そういうところまで報告していただくとありがたいなと思うんです。

助言にするときに、最初に示された環境レビュー方針のドラフトの段階で既に書かれている内容については、助言としてもう出さないわけで、ただその内容についても、私たちが知りたいと思っていることもあるので、主なことについては概要をざっと説明していただけるとありがたいなと思います。

特にこの案件なんかは確認事項がすごくたくさんあったような気がするので、そこは全部ちゃんと合意しましたということであれば一言でもいいんですけども、そこもお願いしたいと思います。

○竹田 ご指摘ありがとうございます。

住民協議がおくれていたというのは、カインタ市の一部の住民協議だったと思うんですけども、こちらは無事に実施されまして、特段大きな反対はなく終了しているということを確認しております。

その他のレビュー方針で書かれてございます、「何々を確認する、合意する」というところにつきましても、全て審査時に合意をできております。

○米田副委員長 1点だけ。環境レビュー方針の4、社会環境で1番、用地取得、住民移転の規模というところで、内容が不明であるから確認するというのがあるんですが、もしその確認結果が今わかれば、教えていただけるとありがたいんですが。

○竹田 大変申しわけございません、もう一度どこの。

○米田副委員長 4番の社会環境、その他の部分の1番、用地取得、住民移転の規模というところですか。

○原嶋委員長 今、米田先生からの、この基づいている資料は環境レビュー方針の資料なので、今配られてはいないですよ。

○米田副委員長 送られてきた中には入っていたと思うんですが。

○原嶋委員長 送られてきた中には入っているけれども、今日プリントアウトしている中にはないと思いますので。

○米田副委員長 机上にはないですか。失礼しました。

○原嶋委員長 今の基づいているのは、環境レビュー方針の中の6ページの(4)の社会環境、その他というところの点について確認したいという趣旨で、今日印刷で配られているものの中には含まれていないものになります。

その前に、審査部のほうに確認をお願いしたいんですけども、環境レビューの報告の形式について、今、根本的なご質問があったことについて、要は環境レビュー方針がつくられて、それについて報告されたときに、助言について対応した報告だけにするのか、あるいは環境レビュー方針もとの資料が、例えば、今日の場合にはモンバサ港のゲートブリッジの場合に配られているわけですけども、これに対応した表をつくるのか、その点の確認です。

○永井 以前、同じご質問をいただきましたけれども、まず助言に対しては、必ず対応表という形でこのようにご説明させていただいています。それ以外の、個別の環境

レビュー方針については、一個一個説明というよりは、その中で重要な確認結果、重要な指摘事項については加えてご説明させていただくとさせていただいております。

ただ、今回、すみません、助言の対応表のみのご説明となってしまったのでご指摘いただいたと思うんですけども、今ご指摘いただいた点は、確認の上ご返答したいと思います。

○原嶋委員長 ということ、今2つの点があって、環境レビュー報告の形と、今個別で社会環境のところで確認したいというところがありましたけれども、今、後者の件は確認がとれますか。

○竹田 パッシング市、マリキナ市、ケソン市の一部の用地についてなんですけれども、審査段階では構造物の移転はなく、空き地の民有地及び一部公有地があることを確認してきております。

○原嶋委員長 読み上げますけれども、パッシング市、マリキナ市、ケソン市の一部用地については、現時点で用途が不明であることから、可能な限り明確にするということが環境レビュー方針の中で記載されていますけれども、それに対する対応が今のお話という。

○竹田 そうですね、民有地と一部公有地があることを確認して、構造物の移転などは発生しないことを確認しております。

○鈴木委員 4番の植樹のことですけれども、フェーズ3のときには、植樹はどういうところで行われているのでしょうか。これを聞くのは、ここは工事の用地幅が7mで堤防工事をするわけですよ。日本の河川法だと、基本的に堤体に影響を及ぼすところに木を植えないでほしいというのは河川管理者の側の要望なんだけれども、それについては、どこか別の場所を選んで植樹しているのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○竹田 我々の把握している限りにおいては、別の場所ももちろん含むような形で植樹をされていることを確認しております。その河川沿いだけというよりも、DENRが指定した別の場所に別の植樹をするということを確認しております。

○原嶋委員長 あと、先ほどご説明の中で、重要な生態系は存在していないことの根拠についてよく確認をしていただきたいということの申し入れがありましたけれども、何か特に、資料で言うと3番にありますね、この記述について、多分ほとんどの方は初見なんだろうけれども、内容について何かご意見がありましたらよろしく願います。

これでご理解いただければよろしいということですよ。

よろしいでしょうか。

それでは、特になければ、これでこの報告については締めくくりにさせていただきますと存じます。

あと、先ほど問題提起がありましたけれども、環境レビュー報告のときに、最後の

助言に対応することだけの情報でいいのか、あるいはもっとさかのぼって環境レビュー方針の全体の表に対する対応をまとめていただくような形があるのか、過去のいろんな経緯があるので、今一概にすぐ変えるということではないと思いますけれども、また何かご検討をいただければ。

○永井 以前そういうご指摘をいただいて、レビュー方針のペーパー自体は資料送付に含めさせていただき手続きを、どれぐらい前か忘れましたが、半年ぐらい前からさせていただいている。要は、以前はこの助言対応表だけだったので、何があったかよくわからない、覚えていないというご指摘いただきまして、この助言対応表を送るときに、審査レビュー時にどのような資料をつくったのかということをお知らせしてデータで配付させていただいている。

説明させていただくときは、レビュー方針の中で、助言委員会で重要な点があれば、事業部のほうから説明させていただく。一個一個説明する予定は、今のところはございません。

○原嶋委員長 我々としては、資料としては両方拝見をして対応するということになるわけですね。

今のよろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございました。

続きまして、モニタリング段階の報告ということで2件ございます。1件目はベトナム国のハノイ市環状3号線整備事業ということでございますので、準備が整いましたらご報告をお願いします。

○柿岡 ベトナム国ハノイ環状3号線建設事業マイジック-南タンロン間のモニタリング報告に関し、東南アジア・大洋州部東南アジア三課の柿岡よりご説明申し上げます。

2015年まで審査部におりまして、今回ご出席の皆様の中にもお世話になった方々が多くおられます。改めてお礼申し上げます。

それでは、早速ではございますけれども、本件の事業概要につきましてご説明申し上げます。冒頭申しわけございません、先週金曜日に事前配布した資料を幾つか微修正させていただいております。その点を補足させていただきながら、本日もご説明申し上げます。

本事業ですが、このハノイのちょうど中心部の地図がございましてけれども、ハノイの空港からハノイ中心部に至るまでの、こちらの道に該当します。ハノイ市環状3号線道路のマイジック交差点からタンロンの南部までの区間に高速道路を整備すること等によって、ハノイ市において増加する交通需要への対応及び渋滞解消を図り、もって地域の経済発展に寄与するものということで事業化されたものです。

特に、ハノイの中心部から空港へのアクセス、こちらにタンロンの工業団地、日系企業が出資する工業団地等があります。こういったところのアクセスを改善し、経済発展に寄与するものとなります。

この区間、南北に続く道ですが、北部がパッケージ2、南側がパッケージ1ということで2つに分割されています。パッケージ1につきましては三井住友建設のJV、並びにパッケージ2につきましては東急建設、大成建設のJVが受注しています。施工管理につきましてはオリエンタルコンサルタンツJVが受注しております、この土木工事、全長5.4km、うち高架橋が4.8kmの整備、それからコンサルティング・サービスといった事業の内容となります。

総事業費242.69億円のうち円借款は205.91億円となります。

実施機関はProject Management Unit Thang Longとなります。

次のページですが、事業の背景・経緯ということで、L/Aを締結した後から完工予定までの時系列的な情報となります。

2013年12月にL/A締結した後、DD、入札補助のコンサルタント契約並びに施工監理のコンサルタント契約が2015年、2017年と続いております。

それから、2016年にパッケージ1、パッケージ2の入札を行い、2017年10月に契約締結。具体的な着工は昨年、2018年4月並びに5月に、それぞれパッケージ2、パッケージ1が着工されているという状況です。順調に進みますと2020年秋に工事完工予定となります。

適用ガイドラインは、2010年の国際協力機構環境社会配慮ガイドラインで、カテゴリ分類はAとなります。本件の分類の根拠は、道路セクターに該当するということでのAとなります。

環境許認可につきましては、EIAの報告書は2013年4月に交通運輸省（MOT）により済みとなります。

この中でも特に配慮しなければいけない事項といたしましては、環境項目4つ、大気質、地下水質、騒音、振動といったことがモニタリングの対象となります。

環境モニタリング事項ですが、建設段階の項目が、大気、騒音、振動、地下水となります。それから、供用後2年間の環境モニタリング計画は、同様に大気、騒音、振動となり、地下水を除いた項目が引き続き供用後2年間も計測される予定となっています。

申しわけございません、騒音と振動の単位の部分について微修正しています。

頻度は、6カ月に1回で、これは大気、騒音、振動、地下水、全く同じ条件となります。

また、供用後2年間につきましても、同様に半年に1回となります。

測定箇所につきましては、大気、騒音、振動が5カ所、地下水については2カ所です。供用後2年間につきましても、大気、騒音、振動は同じ場所で5カ所継続して行うこととなります。

これについて、地理的情報を次のページにご紹介しています。

南部①、②、③、それから地下水の⑥、ここまでがパッケージ1に該当する部分となります。④番、⑤番の大気質、騒音、振動に加えて地下水の⑦番、ここがパッケージ2

の測定地点となります。

今回の環境モニタリング結果の建設段階での概要となりますが、現在のところ、周辺住民からの苦情や安全面での事故等はありません。

大気、騒音、振動、地下水の直近の測定時期、12月、1月でそれぞれ確認したところ、まず大気につきましては、場内外の散水等の対策は講じていますが、ダスト及びPM10、NO₂が基準値を超えている場合もあります。

騒音につきましては、EIAに従いまして低音型クレーン、サイレントパイラーといった機材を活用していますが、基準値を超えている場合もあります。

振動も、騒音同様に対策を講じていますが、基準値を超えている場合もあります。

地下水につきましては、杭打ち工の周り等、周囲を高くするといった対策を講じていますが、一部着工前より上昇している場合もあります。

少し細かくなりますけれども、まず大気質のモニタリング結果につきまして、列記した表で説明致します。

温度、湿度、風速、風向、気圧といったものは割愛させていただきたいと思います。それぞれ項目に対して基準値、平均の測定時間、それから場所によって①、②、③、④、⑤というのを、各項目によって代表的な値を抽出しています。

ポイントから申し上げますと、ダストにつきましては、それぞれ①から⑤全て基準値を超えた数値となっています。ただ、こちらは着工前から基準値を越えており、ハノイ全体の空気質の影響を受けている可能性が多分にあります。

また、PM10につきましても、基準値150に対し、特に北部に該当しますが、④番と⑤番のポイントにおいては基準値を超えている状況となります。

また、NO₂につきましても、基準値に対し、⑤番の場所において基準を超えているという状況です。

この基準を超えている、特に④番、⑤番で超えている要因として、この事業に隣接する場所で、ハノイ市が道路拡張工事を実施しています。そのため、この④番、⑤番の周辺においては比較的高い数値となっている可能性がありますので、こちらについては引き続きモニタリングを行いながら、原因並びに対策について検討していきたいと思っています。

SO₂、COにつきましては、それぞれ基準値において、現在のところは、超えているものではありません。

こちらは大気汚染対策の様子を写真で示すものです。場外への散水、それから場内での散水ということで、ちり、ほこりといったものの対策、工事における土砂の影響につきまして、汚染対策の取り組みを計画どおり実施しています。

騒音モニタリング結果です。当初配付資料から、一部この赤枠の表現を微修正させていただいておりますが、工事前から基準値を超えていた状況です。

騒音につきましては昼間70dBA、夜間については55dBAとなりますが、残念ながら、

昼、夜問わず超えているという状況です。こちらは工事前から基準値を超えていた状況が継続しており、対応策としてはいるものの、残念ながら、この事業の工事以外における影響の可能性があるという状況ですので、引き続きモニタリングを継続していくこととなります。

これは騒音・振動対策の事例となります。

こちらは鋼矢板打ち込み時のサイレントパイラーというもので、地中に押し込まれた杭を数本つかみ、その引き抜きの抵抗力を反力にして、油圧による静荷重で次の杭を押し込んでいくという比較的環境、騒音的には静かなものを活用して工事している例です。

また、こちらは国交省指定低音型クレーンと記載がありますが、日本の機材を活用していることとなります。国交省で騒音・振動が相当程度軽減された建設機械を、低騒音型の機材として指定しており、こういった建機を活用して騒音・振動を減じる対策をとっています。

振動モニタリング結果です。

こちらは一部赤い箱の部分の文字、冒頭の部分、表現を一部修正しています。

まず、観測地点④、⑤につきましては、工事前から基準値を超えている状況が継続しています。

申しわけございません、こちら、事前配布資料では数字が6時から22時が70、22時から6時までが55となっておりますが、正しくはこちら、6時から21時までが70、21時から6時までが60というのが正しい基準値となります

結果、①、②、③は昼、夜問わず基準値以下となっておりますが、残念ながら④と⑤は工事前から基準値を超えている状況が継続していることとなります。

大気質と同様、見立てといたしましては、ハノイ市が実施している別の道路工事の影響が想定されております。この④、⑤については、大気質、振動、次の騒音と同様に、継続して対策を講じながらモニタリングしていくこととなります。

こちら、地下水のモニタリング結果です。

こちら一部情報を、お手元の資料から修正しており、基準値があるものは全て基準値を満たしておりますが、対策を実施しているものの、着工前から上昇している項目もあります。

一部修正している点ですが、大腸菌群の単位を修正しています。また、大腸菌のこの基準値ですが、「(着工前)検知なし」と記載していましたが、基準値は「検知されない」が正確ですので、こちらに修正しています。お手元の資料、申しわけございませんが、修正させていただきます。

溶存酸素、着工前は⑦が4.65でしたが、結果、現在は若干ですが悪化しています。また濁度も、着工前、⑦番につきましては一部悪化しています。

それから、蒸発残留物についても、⑦番については一部悪化しており、⑦について

少し影響を受けているという意味では、先ほどと同様、北側の測定値に影響が偏っています。

大腸菌に関しては、どちらも基準値を満たしているという状況となります。

次の汚染対策の写真ですが、左側、フェンス沿いに堰を設けて汚水流出防止をとっているものです。真ん中につきましては、集水枡を設置し、汚水をタンク車で排出し、適切な排水を行っているものです。右側は場所打ち杭の掘削周囲をかさ上げするため、流出流入防止の枠を設置して工事を行っている画像です。

こちらは渋滞対策の様子ということで、まずは交通誘導員を配置して渋滞を緩和することは継続されているとともに、適切な交通管理並びに渋滞防止を図っています

最後、安全管理ですが、高所作業に対する作業員へのガイダンス、それから、新規入場者への安全教育実施を適切に行っているものです。

また、毎朝、日本の工事現場ではおなじみかもしれませんが、安全朝礼を実施して、日々の工程管理並びに安全対策を徹底しているものです。

工事用機械を点検することによって、日々の建設機械の安全性を確保している写真となります。

今回のモニタリングにつきましては、繰り返しとなりますが、北部ポイントにおいては、他の工事の影響等で一部基準値を超えているものもあります。引き続きモニタリングを継続しながら適切な対応策を図るべく、現地においても管理していきたいと思えます。

私からの説明は以上となります。ありがとうございました。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ご質問やコメントがありましたら、どうぞご発言をお願いします。

○寺原委員 2つほどございまして、地下水以外のところは工事前の測定値というのを書いていないので、基準値と結果だけしか書いていないので、影響がどれだけあったというのがわかりにくいというのが1点でございます。

もう一つは、工事というのは夜間も行われているんでしょうかというのが2つ目でございます。

○柿岡 ご指摘ありがとうございます。

まず、基準値があるものは、基本的に基準値と比較するという前提で対応していません。基準値がないものについては、事業前のものと比較するというので、ベースラインを記載しました。もし、今後基準値以外の工事前の情報を含めてご報告が必要ということがあれば、次回以降、そういったものも含めて確認したいと思えます。

それから夜間につきましては、現在、工事そのものは始まっていますが、本格的な状況になっていないため、まだ24時間体制に至っていない可能性が十分あると思えます。こちらは確認する必要がありますが、恐らく、今後、工期によっては夜間工事も本格的に行われる可能性はあると思えます。現時点においては本格的に24時間体制に

なっていない可能性が高いと思います。

○田辺委員 社会モニタリングの状況についてご説明いただけますか。

○柿岡 ご指摘ありがとうございます。

事業事前評価表にも記載ありますが、用地取得を生じるものの、民有地の用地取得及び非自発的住民移転は伴わないということで、社会面につきましては、今回のモニタリング報告の中では、特に抽出してご説明しておりません。今のところ用地取得そのものは順調に実施されており、また現在のところ住民からの通報といったことはなく、順調に工事は進められています。

○長谷川委員 説明ありがとうございます。

先ほども地下水の話のときに、目標とする数値として基準値と、それから着工前の値と2種類あるわけですけれども、悩ましいのは、前からもう基準値を超えているといった場合とか、それからほかの同時並行で行われている工事による影響がかなりあると。こういった場合、あくまでも基準値を目標に置いていくのが理想ではあるんでしょうけれども、なかなかそういうわけにもいかないという中で、そもそもモニタリング計画の中では、こういった場合はもちろん想定されたわけですけれども、どのあたりを目標にしていくのか。

もちろん、着工前の値しかない場合は、それ以外はありませんからしようがないんですけれども、基準値と、それから着工前の値と2通りある場合、現実的にはどの辺を狙いながら、今後、供用時のこともありますから、その辺はどんなふうにモニタリング計画を今捉えているのかお聞かせください。

○柿岡 ご指摘ありがとうございます。

まさにおっしゃるとおりと思っております。基準値はあるものの、もともとの別の工事、もしくは環境的にもう既に超えているといった場合として、今回1回目のご報告の場で明らかになったと理解しています。

結果として、工事前それから工事中のものを比較していくことの有用性が確認できたと思っております。今後のモニタリングの中で、特にこの工事において悪化していないのかどうかを把握できるよう、工事前それから工事中といったことを比較して対応していきたいと思っております。

○原嶋委員長 今の点で、供用開始後はどういう基準で判断をしていくのかということについてはお答えがなかったような感じがするんですけれども。

○柿岡 ご指摘ありがとうございます。

基準値を超えた状況のままという状況ですと、なかなか比較ができないと思いますので、そのベースラインとして工事前のものと比較して、この事業による悪化を緩和していくということになるかと思っておりますが、お答えになりますでしょうか。

○原嶋委員長 アセスの段階でどういう基準を立てて議論しているか、今いろいろ資料がないのでわかりませんが、供用開始後も、その着工前をベースラインとし

で考えるのか、あるいは国際的な基準があるとか、あるいは日本の基準があるものについては、そこを基準にするのか、その点は今はっきりしないということですよ。

何かご意見がありましたら。

○錦澤委員 工事前から基準値を超えてたというのが赤枠で書かれているわけですが、基準値を工事前から超えているものは、日本のアセスの場合の運用としては、現況非悪化という考え方ですよ。ですので、ベースラインがどうだったのかということと、ベースラインからこの事業の寄与分、それを正確に把握することはなかなか難しいですが、あくまでもそのベースラインと比較してどうだったのかということを考えていかないと、これを踏まえてアクションをとるべきなのかどうかという判断がなかなか難しいと思います。基準値を超えていたかどうかというだけの記述だと、ちょっと不十分かなというふうに思っております。

○柿岡 ご指摘ありがとうございます。

ご指摘のとおりと考えておりますので、引き続きモニタリングの際には、現状、工事前のものも含めて比較し、モニタリングを継続していくことに留意したいと思っております。

○原嶋委員長 騒音と振動の単位について先ほどちょっとご説明されていたんですけども、私はそんなに詳しくないんですけども、7ページと11ページと12、13ページを見ると、単位が必ずしも整っていない、整合していないような感じがするんですけども、その点は。

○柿岡 すみません、ベトナムの基準に合わせて、今回映し出している表は修正しております。騒音はデシベルの補正のある、dBAという表記に修正しています。

○原嶋委員長 その前の資料に戻っていただいたらどうですか。標題で言うと4番というところですよ。

手元の資料が違うということですね、わかりました。

○柿岡 事前にお配りしているものに不整合がありましたので、今映し出している表については整合性をとらせていただきました。

○原嶋委員長 多分、皆さんのお手元にある……よろしいですね。

はい、わかりました。

それでは、ほかにございますでしょうか。

○村山委員 騒音や振動もだったと思うんですけども、まとめの部分で、「24時間の平均で」という表現があるんですが、モニタリングの結果に示されているように、一般には平均とは言わずに、夜間と昼間に分けているはずなので、そういう形で表記をされたほうが良いと思います。

それから、この事業についてはかなり詳しくモニタリングレポートが出ていて、久しぶりに確認したらJICAのサイトにあるんですけども、それもあわせて配付をしていただいたほうが、より理解が深まると思いますので、今後はそういう形でお願いを

したいと思います。

その中にはベースラインに関するデータも一部出ていて、先ほどの議論を具体化する情報もあるように思います。ぜひその点も含めて今後是对応いただければと思います。

○柿岡 ありがとうございます。

結果の概要をまとめている表において、24時間平均値の表現がよろしくなかったと思います。誤解を招いて申しわけございません。昼、夜で分けて記載するというところで今後対応したいと思います。

また、モニタリングレポートの配付につきましては審査部と相談となりますが、現状パッケージ1とパッケージ2の両方のモニタリング情報がホームページにおいて公開されております。ベースラインと比較することも含め、今後モニタリングのときには留意していきたいと思います。ありがとうございます。

○原嶋委員長 よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。これで締めくくりとさせていただきます。

続きまして、チュニジア国のラデス・コンバインド・サイクル発電施設でございます。準備が済みましたらよろしく申し上げます。

○竹下 私、中東・欧州部中東第一課で担当課長をしております竹下と申します。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、説明させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

今日ご報告いたしますチュニジアのラデス・コンバインド・サイクル発電施設建設事業というガス・コンバインド・サイクルの事業でございます。

チュニジアは2011年にアラブの春でジャスミン革命が発火点となったというところで知られているところですが、経済成長と人口増加に伴いまして、電力需要が着実な増加が見込まれていたということでございまして、2014年に借款を供与しております。

この際、16年のピーク時には需要が供給を上回るというふうな予測もありまして、全国規模で大規模な停電が発生するリスクが非常に高いということから、電力供給対策が喫緊の課題になっている。

電力需要を満たすために、チュニジア政府、再生可能エネルギーの設置なども進めているところではありますけれども、やはり喫緊の電力需要を賄うためにガス・コンバインド・サイクル発電所の建設を目指してきたというところでございます。

本事業ですけれども、チュニジア首都近郊のラデスに高効率ガス・コンバインド・サイクルの発電施設を建設することによりまして、発電能力の強化、安定供給を図っていくというところでございます。特にチュニジアは夏に非常に暑い季節になってきてまして、電力需要が増加するということもありますので、こういった電力需要の逼迫

に対応するということを企図しておりました。

借入人、事業実施機関としてはチュニジア電力・ガス公社、これはSTEGといたしますけれども、ここに対する借款を供与しておりまして、事業概要としては500MWのコンバインド・サイクルの発電所及び関連設備の建設、借款契約は380億7,500万ということで14年7月に借款契約を調印しております。

事業の概要ですけれども、事業サイトはこの場所になります。ちなみにこの発電所ですけれども、80年代に一度円借款を供与してございまして、これはラデスAというんですけれども、これがここに80年代の発電所が稼働しておりまして、ここでの日本のパフォーマンスが非常によかったということもSTEGに好感されまして、今回ラデスでのプロジェクトの実施に至っているというところでございます。

この後、放水口ということで地図はありますけれども、発電所からはこのように放水がなされているというような状況になっています。

このプロジェクトですけれども、14年にL/Aが供与されまして、17年6月に契約が締結されています。契約は発電設備そのものの契約でございます。18年8月から工事が開始しておりますけれども、18年4月にはこういった状況ですけれども、足元、これは19年1月23日の様子ですけれども、着実に工事が進行しているという状況であります。

環境社会配慮に係る情報として、このプロジェクト、火力発電セクターに該当するというので、カテゴリ分類としてはA。大気質、水質、騒音、生態系、廃棄物、社会環境等を環境社会配慮の対象の事項としておりますということでありまして、続きまして、モニタリング計画等のご説明を差し上げたいと思います。

工事段階としては、こういった大気質、水質、騒音、生態系、廃棄物、社会環境、労働環境、交通事故、気候変動に対する項目に対してモニタリングを行っていくということでございますが、この次のページに、モニタリングの結果について現状、報告があります。

大気質でございますけれども、散水については毎日散水が行われまして対応されているということ。それからトラックカバーについても、サブコントラクターが使用して対策がなされているということで、問題なしというふうに考えてございます。

また、水温、pH、SS、BOD。CODはここでは計測されていませんけれども、脂肪族、炭化水素類、それぞれの項目で基準値を下回っておりますので、問題なしというふうに我々としては考えているというところです。

次の騒音ですけれども、建設サイトの騒音レベルとしては基準が1つ50に対して、Boundary of the closest houseということで、Resultが53デシベルというところになってございます。こちらについて、50に対して53と基準値を若干超過しているというところがございまして、これは引き続き事業実施機関と協議をしておきながら、注意をしてモニタリング、対策等を議論していきたいというふうに思っているところです。

続いて生態系ですけれども、渡り鳥の飛来ということについて注目しておりましたけれども、現在のところ渡り鳥の飛来は確認されていないということで、引き続きこの点、留意をしていくということになっております。

また、アマモ藻場については、この後、別添に観測地点ということで場所が、ここですね、載せておりますけれども、ここがサイトになります。ここから放水がなされるというような状況になっておりますが、それぞれのポイントにおいて観測をした結果、アマモ藻場については大きな変化は見られなかったということで、問題なしというふうに考えているところでございます。

また、廃棄物については、現在、Metal chipsですとか、木材の廃棄物が発生しております、ここがAmountとして、単位が別添のほうに記載されていなくて、不足があって恐れ入りますが、これはキログラムということでございます。General Waste、Metal chips、Waste plastic、Wood shavings、それぞれございますけれども、このうちMetal chipsとWood shavingsについては、記載がこの中にございませんけれども、実施機関に確認したところでは、このStorageというところで、ここに貯蔵している状況でございます。これを将来的には企業に売却をしていきたいというふうに実施機関は考えているということで、一時的な貯蔵をしているというところでございます。

また、社会環境ですけれども、車両数については45両というところでリミットとしてモニタリングをしているというところ。

それから、不服申し立てについては、対応の部署を設置しておりますけれども、現時点では特段の不服申し立てというのはなされていないというふうに確認してございます。

また、雇用前の検査、定期医療健診についても、コントラクターのほうで雇用されるワーカーの方の定期医療健診を全てチェックアップやっているというふうに報告が来ております。

事故記録、交通事故記録等については問題がないということ。

また、気候変動についても、車両検査数についても45両ということでモニタリングがなされているというような状況になっております。

最後に、供用段階のモニタリング情報ですけれども、供用段階では、こういった中身で今後モニタリングを行っていくというところで計画を立てているところでございます。

少し早足になってしまいましたけれども、当方からのご説明はこちらで一旦とめさせていただきますと思います。どうもありがとうございました。

○原嶋委員長 ありがとうございました。

それでは、ご説明に対するご質問やコメントがございましたらお願いします。

1点だけ確認したいんですけれども、渡り鳥が問題がないというのは、渡り鳥が来なくなってしまうということなんですね。そういうことではないですか。問題が

ないというのはどういう意味なのか、渡り鳥がデータでは飛来していないということなんでしょうけれども、飛来しなくていいのでしょうかという、そのところを。

○竹下 すみません、説明が不足していたんですけれども、このサイトから離れた北のほうに飛来地がありまして、もともとここでは飛来することは想定されてはいなかったんですけれども、飛来地の渡り鳥の状況についてモニタリングをしていくということで見たと、当初の計画どおり、特に渡り鳥の飛来は確認されていなかったというような状況で聞いております。

○鈴木委員 関連してですけれども、4番のスライドと13番のスライドの向きを合わせるにはどうしたらいいですか。

○竹下 まさにそこが見づらくて大変申しわけないんですけれども、こちらが天地が逆になってしまって、わかりにくくて申しわけなかったんですが、こちら、こういう方向になってございまして、この目印としては、この3つの丸い施設がここに 있습니다。水はここから、こっちが海のほうというふうにごらんいただければいいのかなと思います。これをちょうど逆に回していただきますと、ここにですね。

○鈴木委員 これは上が北ね。

○竹下 そうです。先ほど言ったこの3つの施設がここにありますので、ここから水がこう出ているというような状況です。

○鈴木委員 そうですか。

○竹下 はい。さっき示した特徴的な3つの建物がここにありますので、さっきの地図ではこっちが上で、こっちが下です、こう見ていたと。なので、サイトはこら辺というところだと思います。

○鈴木委員 はい。それで面積はどのくらいあるんですか。このモニタリングしたのは、この工事範囲だけだというふうに読めるんですけども、それがどのくらいの面積あるんですか。

○竹下 すみません、ヘクタール面積が今すぐに出てきませんので。

○鈴木委員 基本的にほかの人が入ってこないような状況の中で一定のまとまった面積があって、海なり水環境が近くにあって、それで毎週観測していて、渡り鳥が1つもないというのは、なかなかある意味、興味深い調査結果なんです。

それで、せっかくお金をかけているんだから、ちゃんとした時間に、ちゃんとした人たちによって調査をしたほうがいいんじゃないのかなという気がします。

渡り鳥と書くのがいいかどうか。渡り鳥の定義をどういうふうにするのかというのはあるけれども、普通は鳥の調査をするというふうに発注するんだと思いますよ。それで、この中でずっと1年中いるものと、季節によって渡ってくるものはこういうふうに違うんだよというようなふるい分けをするんですけども、かなりの面積があって人が入ってこないという、ディスターブがないという状況だったら、鳥がゼロというのはなかなか、本当かねという気がしますけれども。それ以上は言わない。

○竹下 ありがとうございます。それは現地で、いただいたコメントを踏まえて再度確認をしてみたいと思います。

○村山委員 建設段階のモニタリング情報、8ページの表記なんですが、先ほど委員長もご指摘されたように、確認結果を「問題無し」と書かれるのは少し乱暴で、それぞれについてきちんと結果を書いていただく必要があると思います。例えば、気候変動についてはもとの報告書を拝見すると、きちんと数字が入っているんですが、その数字をどのように評価をして問題なしとされているのかがよくわからないんです。その点も含めて、今回はよしとしても、今後は表記については改めていただきたいと思います。

○竹下 コメントありがとうございます。そうですね、先ほどのベトナムの案件の資料なども拝見をいたしまして、少し問題があるかなというふうに私も思いましたので、コメントをしっかりと受けとめて、次回の報告のときに反映させていただきたいというふうに思います。大変失礼いたしました。

○原嶋委員長 ほかにございますでしょうか。

○谷本委員 細かいことなんですけれども、スライドの15のWasteのところのAmountの単位は何でしょう。立方メートルなのか、トンなのか。

○竹下 キログラムです。

○谷本委員 キログラム。それで、下のほうのWood shavingsのところは、まだ処理がされていないという理解でいいんですか。

○竹下 はい、これは置いているというところです。

○寺原委員 同じく単位の質問なんですけれども、重さで、時間的にはこの10月から12月の間に何キログラム、何トン出たということでしょうか。

○竹下 はい、モニタリングの期間が10月/12月ということで、その期間に見た数値がこれだということです。というふうに報告を受けています。

○田辺委員 大気の測定結果が、これは対策の報告であって、大気の測定結果ではないと思うのですけれども、特に周辺に既存の発電所がある場合は、こういった機器も通常そろっているはずなので、きちんとデータを出すように相手側に要請したほうがよいと思います。

○竹下 そうですね、供用段階のときには、そのモニタリングをするというふうにはなっていたんですけれども、再度確認をして、対応を協議していきたいと思います。ありがとうございます。

○原嶋委員長 よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。ご報告を締めくくりとさせていただきます。ここで40分まで休憩ということですのでよろしいですか。

そうさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

午後3時33分休憩

午後3時40分再開

○原嶋委員長 それでは、再開をさせていただきたいと存じます。

議事次第に従いまして、その他ということですので、まず1つ目から事務局でご説明をお願いします。

○村瀬 それでは、事務局の村瀬から1点目、受賞の件でお知らせがございます。

このたび国際影響評価学会、IAIAからJICAに対して2019年のIAIA団体賞のInstitutional Awardを授与する旨の連絡がありましたので、お知らせいたします。

このIAIAのInstitutional Awardは、環境影響評価やその他の環境社会配慮関連の活動に大きな貢献があった団体に対して、原則毎年1機関を表彰するというものです。ちなみに日本の団体では、調べましたところ、1998年に当時の環境庁が受賞して以来2例目と確認しております。

今回、JICAは受賞理由といたしまして、効果的な環境社会配慮ガイドラインの運用、特に環境社会配慮助言委員会による中立性、透明性、また市民参加を重視した環境社会配慮レビューの仕組みが評価され受賞に至ったと、そのような趣旨で通知を受けました。

そういうこともございまして、これまで助言委員の皆様方による多大なご貢献が今回の受賞につながったというように私どもは考えておりまして、この場を借りまして深く御礼申し上げます。

なお、授賞式につきましてですけれども、今年の4月29日から5月2日にオーストラリアのブリスベンで行われます今回のIAIA年次大会の期間中に開催される予定でございます。そこでJICAを代表しまして私が出席の予定にしております。

以上、受賞の報告とさせていただきます。

○原嶋委員長 今のご報告に対して、何かご意見ございましたら頂戴したいと思いません。

どうもありがとうございました。

次の件が時間的にもかなり要しますので、移りたいと思います。

2番目が環境ガイドラインのレビュー調査中間報告に対するコメントへの対応案ということで、事務局から資料に基づいてご報告をいただきまして、時間の許す範囲で意見交換をさせていただきたいと存じます。

先ほど、冒頭にありましたけれども、オブザーバーの方にも時間の許す範囲でご発言をしていただく機会を、場合によってはお認めすることになりますのでよろしくお願いします。

それでは、資料の確認とご説明をよろしくをお願いします。

○永井 事務局から失礼いたします。

資料、お手元に3つあるかと思います。①、②、③と書かれた資料です。1つ目が助言委員コメントへの回答、2つ目が意見書という文書、3つ目が当該意見書に対する、

NGO意見、コメントへの回答と3つの文書がお手元にあるかと思えます。

先ほど委員長のほうからご説明があったとおり、本日、オブザーバー参加の方もいらっしゃると思います。助言委員会の規定上、必要に応じて、議事進行役の判断でオブザーバーの発言を認めることができますとありますので、オブザーバーでご発言する場合には挙手いただいて、委員長のご了承を得た上で発言いただければと思います。

それでは説明させていただきます。

本年1月11日の全体会で、ガイドラインレビュー調査の中間報告書（案）を説明させていただきました。その後、1月25日を締め切りに、助言委員会に対してコメント募集をさせていただきました。最終的にコメントは160以上コメントが出てございます。

本日、いただきましたコメントに対して回答をさせていただくという場を設けさせていただきました。

資料の見方ですけれども、まず①は助言委員の方々からいただいたコメントでございます。②は国際環境NGO FoE Japan、メコン・ウォッチ様からいただいた意見書でございます。助言委員の中に木口委員がいらっしゃいますけれども、これは木口委員の個人的な助言ではなくて、団体としての意見書という形なので、別途意見書として配付させていただいております。資料③というのは、先ほど②の意見書に対するJICAのご回答という形の3部構成になってございます。

まずは資料①、助言委員の皆様からいただいたコメントへの回答をさせていただければと思います。

ただ、コメントが非常に多うございまして、割愛させていただくところもございまして、お目通しいただければと思います。

まず1番目、島委員からいただいたコメントでございます。3行目です。国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」が何らかの整理が必要ではないでしょうかというご意見をいただきました。

こちら、先般の全体会合でも作本委員から同じご意見をいただきましたけれども、ラギー原則と言われているものですけれども、こちらに関しましては、ご回答のとおり最終報告書（案）で整理させていただければと思っております。

2ポツ目、協調融資ですけれども、協調融資におけるアプローチ、最後の2行ですけれども、協調アプローチは思うほど困難ではないと考えますので、ぜひとも検討いただければというコメントをいただきました。

JICAといたしましても、世銀、IFCのパフォーマンス・スタンダードの構成、配慮要件については共通事項が多いと認識しております。論点案にも「協調融資案件におけるコモンアプローチの導入適否」という形で既に含めさせていただいております。

ただ、コモンアプローチをどうやるのかという、前回もご指摘いただきましたけれども、まだ実績が世銀の中でない状況でございますので、どのようにということは、

今後具体的な世銀の動向を見て、対応方法を運用面で考えていきたいと思っております。

こちらが島委員からもコメントでした。

続きまして、鈴木委員からのコメント、3番でございます。

1.6の相手国政府に求める要件を、要件ではなくてJICAの権利としたらどうかというご意見をいただきました。

こちらにしまして、プロジェクトの環境社会配慮についての責任主体は相手国等にあるということをお前提にしております。具体的な環境社会配慮内容については、相手国政府に求める要件と整理してございます。こちらにつきましては、世銀もしくはIFCにおきましてはrequirementsという形を使いまして、要件というふうに定義されてございます。

4ポツ目、協調融資においても助言委員会の関与を残したほうがいいというご助言ですけれども、もちろん、協調融資でありましてガイドラインの適用対象ですので、助言委員会に関与いただくことを想定してございます。

5ポツ目、EIA、環境社会配慮、モニタリングに係る情報は原則公開とすることというご意見をいただきました。

EIA、環境社会配慮文書は現行ガイドラインの手續に基づいて公開しておりますが、モニタリング結果の公開については、今回多くの委員からも既にご助言、コメントいただいております一つのポイントだと思っております。モニタリング結果の公開については、ADBや他ドナーの対応を確認し、最終報告書（案）で整理させていただければと思っております。

6ポツ目、ES借款の環境レビューは必要と考えます。こちらにつきましても、既にES借款の環境レビューというものは論点案に含めさせていただいております。

7ポツ目、費用・便益の定量化の具体的なやり方ですけれども、こちら論点案に既に含めさせていただいている事項でございます。

8ポツ目、こちらは2行目から、相手国政府に向こう50年くらいを見通した地域のランドデザインを求めてはどうかというご意見をいただきました。

ご指摘いただきました地域のランドデザインにつきましては、マスタープランを作成、支援する開発計画調査型技術協力で取り組まれるのが一番よろしいかと思っております。また、個別事業でのF/Sがある場合には、既に既存のマスタープランや地域計画があれば、それら計画との整合性を確認することになります。

10番目、一番下から2行目ですけれども、地域レベルのレッドリスト・種指定の保護生物や文化財についても配慮が必要であるというところでございますが、回答案、一番最後の2行目、地域レベルの保護生物や文化財についても、現行のガイドラインにおきましても配慮対象とFAQのほうで整理させていただいております。

11番目、Habitatはどう訳したのかというところですが、なぜこのように訳し

たのかというご指摘ですけれども、世界銀行が和訳を公表してございまして、その中で和訳を活用してございます。一部間違いがございましたので、最終報告書（案）では世銀の説明の文言を使いたいというふうに考えてございます。

次、12番目ですけれども、保護地域に係る開発の可否というところですが、論点案に、「世銀ESS6生息区分及び保護区の定義、リスク管理手法の参照」を含めてございまして、ご指摘いただいた点も含めまして包括的な検討でご相談させていただければと思っております。

13番目、ガイドラインの「重要な自然生息地または重要な森林」というところは、砂漠も湿地もあるので表現方法を考えたほうがよいというご指摘をいただきました。

回答ですけれども、今回参照するというESS6におきましても、生息地の定義は森林だけではなくて幅広い範囲を含む言葉で使われてございますので、こちら、論点のほうに含めさせていただいております。

14番、「著しい転換や劣化」という言葉ですけれども、こちらは回答のとおり、ESS6でもsignificant conversion or significant degradationを訳した単語となります。また、JBICやNEXIのガイドラインにおいても、「著しい転換または著しい劣化」という表現を用いております。

15番ですけれども、違法伐採だけではなくて、違法採取、採掘等々あるのではないかとご指摘をいただきました。

こちら、世銀等の他ドナーの政策を確認して、最終報告書（案）で整理したいというふうに思っています。

16番、一番最後の行ですけれども、一層わかりやすい情報提供をお願いしたいというご指摘をいただきました。ご指摘のとおり包括的な検討を踏まえ、ガイドラインが改定されることになれば、わかりやすく整理してご説明したいと思っております。

続きまして、源氏田委員のコメントでございます。

緊急時の措置が適用された案件について、どうなっていったのか。モニタリング、フォローアップが適切になされていたのかというご指摘をいただきました。

右側の回答ですけれども、大変申しわけございません、緊急時の措置報告書には16件と書いてございましたが、正確には7件の誤りでした。申しわけございません、7件に修正させていただきます。

正しくは次のページ、回答の右上ですけれども、計7件、開発調査型技術協力6件、技術協力プロジェクト1件でございます。この計16件というのは旧JICAのガイドラインの適用案件でございまして、現行の2010年版では7件でございました。

回答の一番最後の段ですけれども、全ての案件において詳細計画調査を省略しているという手続を行っておりました。全ての案件において助言委員会にも説明が終わっておりました。その後、本格調査にて、詳細計画策定調査の予備的スコーピングや環境社会配慮ToRの策定を遡及的に実施していることを確認いたしました。

また、フォローアップしている案件につきましては、想定外の影響がないことは確認してございます。

続きまして18番、19番、20番、こちらの3件に関しましては、我々のほうからも論点案としてご指摘させていただき、ご提案させていただくことに対して賛同いただいているということで割愛させていただきたいと思っております。

21番、EIAやRAPには、参加者からのコメント、実施機関による返答が寄せられたと。これらの反映状況はどうかというところですが、こちら、お配りさせていただいております個別案件シートの整理番号68番に個別の対応経過は書いてございますので、報告書の本文のほうにもそのサマリーを記載させていただければと思います。

続きまして、日比委員。

日比委員のコメントで、日比委員とは別途ご相談させていただいたんですけれども、この22番の趣旨といたしましては2点ございまして、回答欄に書かせていただきましたパリ協定における目標への貢献の確認という点と、よりGHG排出量の少ない代替案の分析というところの2点についてのご意見と理解してございます。

こちらにつきましても、他ドナーにおける動向等を踏まえまして、最終報告書（案）で整理したいというふうに考えてございます。

23番ですけれども、前段部分におきましては、基本的に今回我々JICAが提案させていただきました、世銀のESSの考え方に基づく生息区分に基づくリスク管理というところでは、ご賛同いただけていると思っております。

ただ1点、実際保護区に指定されていても重要な生態系ではない地域が存在する一方で、重要な生態系なのに公的な保護区、保護下にない地域も存在すると。今まで全体会合で、保護区に該当するか、しないかという議論があったんですけれども、そういうことではなくて、重要な自然生息地なのに保護区になっていない場所もあるし、逆に、保護区なのに重要な自然生息地ではない、そこら辺のちゃんと整理ができましたねというご指摘をいただいております。

ただし、最後の段の下のほうですけれども、ミチゲーション・ヒエラルキーに基づき「代償」としての生物多様性オフセットの導入の検討というご意見をいただいております。

今回、回答欄に記載させていただきましたとおり、他ドナーのセーフガードポリシーを確認し、生物多様性オフセットについて最終報告書（案）で整理させていただければと思っております。

10ページ目、24番です。掛川委員から。

こちらの日比委員と同じコメントでございます。「よりGHG排出量の少ない代替案の分析」について確認したほうが良いとご指摘をいただきまして、最終報告書（案）のところで整理したいと考えてございます。

織田委員からのご指摘ですけれども、25、26、27に関しましては、具体的なステークホルダー協議のやり方に関するご質問、ご意見と理解してございます。25は意味のある参加という形、26番というのはジェンダーや社会的弱者の配慮もしくは名簿の作成、27は声を上げにくい人たちの参加を可能にする方法と。

こちらに関しましては、回答欄25番に書かせていただいたとおり、現行の論点のところに、「事業により影響を受けるステークホルダー分析の実施」、「ESS10ステークホルダー参加計画の参照」を含んでございます。こちらの中でご相談をさせていただければと考えてございます。

28番、29番は割愛させていただきます。

30番、社会的弱者の配慮を審査時に確認したけれども、モニタリング実施段階でなされているのかというご指摘をいただきました。

実際、何例か、フィリピンですとか、バングラデシュ、インド等において、審査時に計画されていることが以下のとおり実施されていることが確認されてございます。

31番につきましては、環境レビュー段階においてジェンダーの内訳を把握したほうがいいというご指摘ですけれども、現行のガイドラインでも住民移転計画の作成に当たり、世帯主が女性の場合はその数を把握しており、また可能な限りジェンダー別の集計を行うように努めてございます。また、女性グループによる協議を実施している場合は、その参加者数を確認しているというのが現状のようでございます。

32番、現地調査によらない生計回復の確認のモニタリング結果が必要であるとご指摘いただきました。

モニタリング等を通じて生活水準や生計手段の変化について確認している案件については、その結果を報告書に記載しております。

33番、苦情処理メカニズムが非常に興味深いと。利用状況、データ等を整理したほうがいいというご指摘をいただきました。

個別案件シート、整理番号81番に苦情処理メカニズムの利用状況等々を記載してございますので、報告書の本文において、概要について本文においても整理させていただければと考えてございます。

こちらが織田委員でございました。

続きまして、林委員でございます。

1段目の一番最後の行でございます。ガイドライン全体としての意義、拡張性等の論点を明確にすることが重要と考えますと。前回の1月の全体会合でも、林委員から同様のご趣旨のコメントをいただきました。

右側にご回答させていただきましたとおりですけれども、現行ガイドライン施行後の外部環境の変化として、新たに策定された開発協力大綱や質高インフラ投資促進のためのG7伊勢志摩原則などの日本方針、SDGsやパリ協定などの国際潮流、OECDなど既往ドナーの枠組み外で他途上国の開発事業にかかわる新興国のプレゼンスの増大

などがあると認識してございます。これらの国際的な潮流というものが現行のガイドラインで耐え得るものなのかというところが一つ論点になっていこうかと思えます。

現在実施中のレビュー調査の結果とともに、これら外部環境の変化を踏まえ、現行ガイドラインの改定の必要について包括的に検討していきたいと思っております。

また、改定に際しては、将来的な変化に広く対応し得る内容になるように検討に務めるとともに、必要に応じ運用面の見直しが行えるようにしたいと考えてございます。

これらについては最終報告書（案）で記載させていただきたいと思えます。

35番から41番につきましては、既に1月の全体会でJICAのほうから論点案として提示させていただいたことを、改めて重要だということでご指摘いただいた点と理解してございまして、既に論点案に含めさせていただいておりますという形で回答させていただいております。

あと、36番と40番に関しましては具体的な運用状況がまだない状況ですので、今後フォローしていきたいと考えてございます。

42番ですけれども、ティアリングの取り組みですけれども、こちら世銀、IFCにも確認しましたが、まだティアリングの取り組みについて確認ができませんでした。

43番、今まで頂戴した助言や論点についても再整理して、ガイドラインの改定の議論に活用したらどうかというご指摘をいただきまして、ご指摘を踏まえ、助言や論点につきましても最終報告書（案）で整理したいと考えてございます。

続きまして、村山委員からのご指摘でございます。

44番、モニタリング結果の公開のあり方についてADBを踏まえる必要があるという、これは田辺委員並びにいろいろと何名の委員から既にいただいているところでございます。

モニタリング結果の公開については、ADBや他ドナーの対応を確認し、最終報告書（案）で整理させていただければというふうに思っております。

45番、ステークホルダー分析の必要性については、別紙1の社会的合意にも関連しているため、両項目で検討が求められるというところで、すみません、回答に書いていないんですけれども、もちろん別紙1にも論点として記載したいと思っております。

46番、助言委員会からジェンダーや子どもの権利などへの配慮に関する指摘が出ていますというご指摘をいただいております。

こちら、助言委員から受けたジェンダーや子どもの権利などへの配慮に関する指摘についても、最終報告書（案）で整理したいと考えてございます。

47番、3行目から、環境レビュー後の対応状況の確認について明確化する必要があると思われる。また、詳細設計段階への提言を行うことへの合意等が行われており、この段階での対応状況も確認対象となると思われるというご指摘をいただきました。

助言委員会からいただきました助言については、EMP、EMoP等の環境社会配慮文書に反映し、主要な影響項目についてはモニタリング報告書で報告させることで対応

してございます。

また、助言いただいたうち実施段階での確認が必要なものについては、最終報告書（案）で確認結果を記載させていただければと思います。

48番、一番最後の行ですけれども、代替案の示し方について検討する必要があるというコメントをいただきました。こちらも世銀等の代替案の検討方法について整理の上、最終報告書（案）で整理したいと考えてございます。

49番、モニタリングの実施状況ですけれども、上から5行目から、モニタリングの実施状況は、環境に関しては36件中27件、社会については32件中15件にとどまっていることから、モニタリング実施の遵守を徹底する方策をとということでご指摘いただきました。

これは我々のほうの記載ミスでございます。36件中27件が既にモニタリング段階にあるというところで、残りの数はこれからモニタリングが始まるというところでございまして、実際モニタリングが必要な案件に関しては全てやられている。残りの数については今後モニタリングを行うという形になってございます。

50番、レビュー結果とモニタリング結果の乖離への対応というところで、具体的に乖離があった案件は何で、それに関してどのような対策を講じたのかというご意見をいただきました。

具体的に乖離が確認されたのは、5、6、11、24の4案件でございます。それぞれ回答欄に示したとおり対応がなされており、現時点で特段問題は生じていないと確認してございます。

51番ですけれども、自然保護区及びその近郊で行った事業に関して、そのモニタリング状況はどうかというご指摘をいただきました。

ご指摘いただいた案件については、全て供用段階でのモニタリングによる確認が想定されていまして、現時点で供用段階に入っている案件がございませんでした。したがってモニタリング状況については、今回、報告に関しては確認できませんでした。

18ページ、52番ですけれども、最後から3行目ですね、コンサルテーションやステークホルダー協議に関する問題や課題が認められた事例に関する記載が必要ではないかというご指摘、グッドプラクティスだけではなくということですので、既に助言委員会からもご指摘、課題、いろいろ頂戴しておりますので、そちらのほうも整理して最終報告書（案）に記載したいと思っております。

53番、今度は重要な自然生息地での保全計画、モニタリングの実施状況。先ほどは保護区でしたけれども、今回は重要な自然生息地での実施状況と。

既に建設工事が始まっている案件は2件ございました。ナンバー12とナンバー16でございます。ナンバー16につきましては、先般から説明させていただきます港湾のサンゴ礁のオフセットの案件でございます。

54番、4行目ですけれども、モニタリングが計画されている25件中、実施に至っていない10件の理由について確認すべきだということがございましたけれども、こちらにつきましても、我々の説明の説明不足で申しわけございません、25件中10件については、これから移転や工事が始まるというところでモニタリングがやられていないというところで、やっていないというわけではなくて、始まっていないというのが正しい記載でございました。

55番、IPPの位置づけ。先住民族計画が住民移転計画に含まれる場合もあれば、単独で作成される場合もいろいろありますと。これらのガイドラインでの位置づけについて確認する必要があるのではないかとのご指摘ですけれども、こちら、世銀のESFも確認したいと考えてございます。

基本、現行のESS7を見ると、影響が住民移転に限定されていればRAPに含めてもいいという記載がございました。回答欄に書いていないですけれども、そのような記載が確認されてございます。

56番、ガイドラインの別紙5のチェックリストも改定が必要ではないか、検討が必要ではないかとご指摘いただきました。

ガイドラインの内容が固まった段階で、チェックリストについても必要があれば改定したいと考えてございます。

57番、グッドプラクティスの扱いについて検討する必要があるということで、助言委員会においてグッドプラクティスと評価をいただいた内容については、我々のほうで見返した結果、以下のとおりいろいろとご指摘いただいておりますので、こちらの点も含めまして報告書に整理したいというふうに思っております。

続きまして20ページ目、作本委員からのコメントでございます。

上から3行目、JICAガイドライン改定時に将来動向までも予測できないのではないかとといった不安があります。かような分野に対し、移行規定や中間見直しの仕組みをガイドラインに設ける等してはどうですかというご指摘をいただきました。

我々といたしましても、ガイドラインの内容は将来的な社会変化に広く対応し得るものとなるように務めるとともに、必要に応じガイドラインにある運用面の見直しやFAQなどで対応したいというふうに考えてございます。

59番、上から2行目、真ん中ぐらいです。欧米諸国（OECD加盟国）の援助庁や政府機関は、JICAのような国内ガイドラインを持っているのでしょうか。一番最後の3行ですけれども、国際機関のガイドラインと国内援助機関のJICAガイドラインでは、どのような項目を区別すべきなのかを整理されればと。要は、JICAはバイの援助機関でございまして、本当にそのマルチと同じものを求めてしまっているのかというご指摘かと思えます。

ご指摘ごもっともですので、国際機関とOECD諸国の二国間援助機関のセーフガード政策を比較し、その相違点を最終報告書（案）で整理したいと考えてございます。

60番、上から3行目、各国が条約を取り込む場合には、批准や国内法の制定手続きにより、独自判断で個別または自由に判断できることとなります。ただ、JICAガイドラインとの関係で、全体会でどなたかの意見もありましたが、何から何まで国際機関遵守を取り入れる方法では混乱が起きるのではないかと懸念しています。要は、日本政府として国際条約を批准していないのに、国際機関と同じものをバイの援助機関として求めているのかとのご指摘と理解してございます。

あと、60番の後段、次のページの一番最後の3行ですけれども、JICAという一政府機関が官民事業を束ねて共通のルールのもとで対応し切れるのかという漠とした不安もあります。要は、JICAは今、海外投融資と円借款というソブリン向け、ノンソブリン向け、2つのオペレーションを持っていますけれども、それぞれが1つのセーフガードポリシーでいいのかというところがご指摘と理解しています。

いずれにおきまして、まず日本政府の主要な条約の批准状況の確認と、あと1つのセーフガードで官民事業を束ねることに関してADBも同じような対応をしていますので、問題がないのかというところは確認したいと考えてございます。

22ページ、61番ですけれども、異議申し立て制度についてということですが、これも原則としてガイドラインの見直しにあわせて実施する予定でございます。

62番、2行目ですけれども、「インフラシステム輸出」ではなくて、1段目の最後です、「質の高いインフラ投資の促進」という言葉を使ったほうがいいのではないかとご指摘ですけれども、既に論点案のほうには、「質の高いインフラ」という言葉を使わせていただいております。

63番、2段目の3行目ですけれども、「中小企業・SDGsビジネス支援事業」は、本来協力事業でないからガイドラインの適用がないと説明されていますとございました。

実際そうでございます、今のガイドラインには中小企業・SDGsビジネスと書いてございません。ですので、正式にはガイドラインの適用案件とはなってございません。

ただ、もう実質運用上、これらの事業はガイドラインを適用しているということで対応してございます。

64番ですけれども、1行目からですけれども、IFCの出資に関する記述との関連で、セーフガードポリシー不遵守が改善されない場合には法的措置をとると規定されているけれども、どうするんですかというご質問ですけれども、仮に出資案件でセーフガードポリシー不遵守が改善されない場合には、出資者としてまず出資先企業による改善を求めますが、改善が見られない場合には、保有株式を売却して事業からの退出を検討することが想定されてございます。

65番ですけれども、最後から3行目です。モニタリング結果の公開が今後課題となるでありますが、ぜひともJICAの基本原則が公開主義に立つ点と、JICA側から被援助国への働きかけのスタンスだけは明言してほしいというところでご指摘いただき

ました。

こちら、モニタリング結果の公開に関しましては、ADBや他ドナーの動向を見て整理したいというふうに考えてございます。

66番は割愛させていただきます。

67番ですけれども、1行目から、承認済みEIAの公開後に実施される環境レビューの公開の方法では、EIAによる承認行為は相手国の所轄庁による行政処分であり、日本側の出方や対応方法によっては相手国の主権を害したとの批判さえ招きかねない分野である。これは前回の1月でJICA側からも提案させていただきましたが、承認済みのEIAを我々が修正を求めるということは、やはりかなり厳しいことがございまして、相手国政府が既に承認しているものでございますので、そちらの論点にご賛同いただけたと考えてございます。

68番、69番は割愛させていただきます。

70番ですけれども、カテゴリ分類の変更に関する整理、考え方ですけれども、回答案のとおり、既に2018年4月の全体会で、カテゴリ分類の変更の考え方のご質問をいただきまして、回答のとおりご回答させていただいてございます。

71番ですけれども、1行目、ステークホルダー参加計画で、これは次のページの最後の2行目を見ていただきたいんですけれども、ステークホルダー協議に関して、直ちに導入というのではなく、世銀の対応状況を見ながらといった方法でもよいのではないかとご指摘をいただきましてございます。こちらは論点に含まれておりますので、相談させていただければと思います。

72番、3行目、国際人権規約の一部とかで日本政府が未批准な部分もあり、その後4行目、日本の国内状況との間でギャップ発生を招きかねない可能性がありますと。先ほどと同じ論点かと思うんですけれども、日本政府としてまだ批准していない条約に関して、ガイドラインで求めた場合にギャップが生じるのではないかとご指摘をいただきました。

こちら、回答欄のとおり、特に社会面とご指摘いただいておりますので、労働ですとかコミュニティーの安全、先住民族等々で、主な国際条約について、日本政府の批准状況について確認、整理したいと考えてございます。

73番は割愛します。

74番ですけれども、1行目、「合意文章に基づき、協力事業を中止した事例」が、パラグアイとカンボジアであったのではないかとご指摘でございます。

こちら、確認したところ、そういう案件と思われる案件はあったんですけれども、いずれも旧JICAのガイドライン、2004年版が適用されている案件でございまして、現行のガイドライン、2010年に基づき協力事業を中止した事例というのはございませんでした。

75番、代替案の検討に際して実施しない案というところに関しては、既に論点案に

含めさせていただいているものでございます。

76は割愛させていただきます。

77番、上から5行目の真ん中ぐらいです、現行のGHG排出量検査の方法よりすぐれた方法があるならば、改定段階での検討というところでございます。

GHGの排出量の計算方法に関しましては、国際機関等で今動きが始まっていますので、そちらのやり方も見つつ、どのように計算するかは運用面で対応したいというふうに考えてございます。

78番は割愛させていただきます。

続きまして、田辺委員です。

79番、ナンバー13、25が後半調査に見送られた理由をそれぞれ教えていただきたいと。

こちらに関しましては、実施機関が多忙等の理由により、質問票への対応や現地調査受け入れ等が中間報告までに間に合わなかったためと理解してございます。

81番、モニタリング結果の公開に合意できなかった案件名と国名を教えてください。そして非公開の理由として法律上の理由等が挙げられるが、それらの国のADB案件における環境社会モニタリングレポートの公開の有無を確認すべきであるというところございました。

申しわけございません、ご質問に案件名と国名とありましたけれども、既に個別案件シートには書いてありますが、今回ご回答できずに申しわけございません。最終報告書（案）で整理したいと思います。

モニタリング結果の公開については、ADBや他ドナーの動向を確認して、最終報告書（案）で整理させていただきます。

83番、住民移転対象者と文書で合意がなされた案件がどれぐらいあるかということですが、今回、実施機関に質問状を送りまして、住民移転実施段階にある全ての案件で合意文書が交わされていることを確認いたしました。

84番、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復できているかの確認結果について、住民へのヒアリングを行う必要があるのではないかというご指摘をいただきました。

モニタリングを通じ、生活水準や生計手段の変化について確認している案件については、その結果を報告書に記載しております。また、現地インタビューの結果については以下のとおりでございます。

我々、インタビューした住民については、特段大きな不満というのは確認されませんでした。

次のページの36番がティラワ周辺インフラでございます。こちらに関しましては、転居先や電話番号が残っていないということがございまして、追跡が困難であったため直接のインタビューは行いませんでした。

37番が工業団地の事業で、住民移転、用地取得が生じなかったため、インタビューは実施してございません。

85番は、ガスパイプライン案件でのティラワのインフラ開発事業でございます。

86番、JACSESからの指摘につきましては、最終報告書（案）に記載させていただきます。

87番、被影響住民数が計画時、モニタリング時で変化している10案件ですけれども、こちらは2、5、6、9、14等々と記載した案件の10案件でございます。これらの被影響住民数を再度、現在精査しているところでございます。最終報告書（案）において、精査後の人数と増減理由を整理の上、追記させていただければと思います。

苦情処理メカニズムについて、苦情の内容や対処方法について現地住民へのインタビューを実施したのかというところでございますが、現地調査において、苦情処理メカニズムについて特段の不満や反対の声は聞かれてございません。

なお、質問状への回答により、苦情処理メカニズムの利用状況についても確認してございますので、個別案件シートに記載してございます。

89番、セーフガード政策だけではなくて、指針やマニュアル等も参照すべきというご意見ですけれども、ご指摘を踏まえ、Guidance Note、Good Practice Note等々を確認したい、整理したいと考えてございます。

90番、海外投融資については、出資者の立場としてのJICAと、事業者の一部の立場としてのJICAの双方の立場が存在することから、それぞれの意思決定過程をもう少し掘り下げて整理する必要があるのではないかとコメントをいただきました。

回答ですけれども、立場にかかわらずガイドラインを踏まえた対応を出資先企業に求めてございます。なお、JICAが出資を行う場合も、事業者の一部という立場ではなく、あくまでも少数株主として、事業を支援する立場として出資先企業及び中核スポンサーに対してガイドラインの遵守を求めていくこととなります。

91番、ADBのモニタリングレポートの公開についてということで、こちらについては調査させていただきます。

92番、マタバリ超々臨界圧石炭火力について、JACSESからの指摘を踏まえ、現在再確認中であると理解しているというコメントをいただきました。ご指摘のとおり、現在、事業部が確認中でありまして、確認が済み次第、事業部を通じて回答させていただく予定でございます。

93番、マタバリ石炭火力の苦情35件の内容についてですけれども、確認させていただければと思います。

米田委員、94番ですけれども、表現を整理して一般化していただけるとよいと思いますと。「UNESCO認定の国立保護林」という表現の部分ですけれども、ご指摘ありがとうございます。表現について確認の上、最終報告書（案）で修正いたします。

95番、これは助言委員会で議論がかなりなされたものですが、ウガンダのア

ヤゴ水力発電事業についても、承諾には至っていませんが、整理したらどうかというコメントをいただきまして、助言委員会での議論も整理したいというふうに考えてございます。

続きまして石田委員ですけれども、96番、インフラが経済成長に必要であり、人々の生活水準や文化的水準を保証するものであることに触れてほしいと。こちら、記載したいと思います。

97番に関しましても記載したいと思います。

98番、コモンアプローチの採用ですけれども、現時点でも世銀においてコモンアプローチの実績はない状況ですので、今後、世銀の案件を通じて確認するとともに対応を考えたいというふうに考えてございます。

もちろん、JICAガイドラインに基づいて、事業及び供用時のモニタリングができ得るかということですが、JICAのガイドラインが適用されて、モニタリングする体制を構築する必要があると考えてございます。

100番です、ステークホルダー参加計画と書いてある、もっと中身について項目を整理したほうがいいというご指摘をいただきまして、ご指摘のとおり、今回、ステークホルダー参加計画に関しては、いろいろな皆様からのご意見、多数出ておりますので、ステークホルダー参加計画の内容について、ESS10の内容について再度レビューをし、最終報告書（案）で整理したいと思っております。

101番、労働条件（安全、衛生、医療など）も引き続きモニターするようにと。論点案に、既に右側、労働安全衛生対策の参照の要否というふうに含めさせていただきまして、決して労働管理だけではなくて、労働安全衛生についてもフォローしていきたいと考えています。

102は飛びます。

103番、ゼロオプシンの扱いというところですが、他ドナーのゼロオプシンの扱いも確認したいというふうに考えてございます。

104番、生息地と保護区の議論に加えて、ESS6についても整理するようにと。先ほどのESS10に加えてESS6というご指摘をいただきました。

現在、もう一回レビューしまして、必要な情報は追記して、報告書で整理したいと思います。

105番、ステークホルダー分析のグッドプラクティスですけれども、その要因がわかるものについては報告書に追記したいと考えてございます。

こちらが助言委員からいただきましたコメントに対する対応方針。基本的には、いただきましたコメントを踏まえて、5月以降に予定するドラフトファイナルレポートの説明時に対応したものをごらんいただければと考えてございます。

それで、まだ資料が残っているんですけれども、先ほど説明しましたとおり、国際環境NGO FoE Japanとメコン・ウォッチ様から資料2の要望書、意見書を頂戴してご

ざいます。こちらがその文書をそのまま③の対応表でコピーさせていただきまして、回答表を作成していたものでございます。

こちらは団体としての意見ですけれども、木口委員もいらっしゃるということで、ご回答申し上げて、何かあれば、またご相談させていただければと思うんですけれども。

○木口委員 時間的に、ご回答いただいていると委員の方のご議論もあれなので、どうでしょうか、こちらから……

○永井 実は、この2団体からの意見に関しては、事実関係の確認が3ページから11ページまでずっと続くんですけれども、そこは割愛させていただこうかなと思っていたんですけれども、もしそれでよろしければ、かなり。

○木口委員 わかりました。

○原嶋委員長 それでは、重要なポイントだけで結構ですのでお願いします。

○永井 重要なポイントだけ、こちらはさせていただければと思います。

左側の要望書については、ごらんいただければと思います。

ポイントといたしましては、右側の回答のとおり書かせていただきました。

まず、特にティラワSEZとティラワ周辺インフラに関しましては、事実関係に関するご意見や追加の指摘事項、個別案件シートをいただきましたので、めくっていただいて3ページ以降に全部で41問のご質問を頂戴いたしまして、それぞれの確認結果をご回答させていただきました。こちらに関して何かございましたら、またご意見いただければと思います。

その次に、また回答の1枚目に戻らせていただきますけれども、またご指摘があった外部からの意見についても論点に含めるべきか検討すべきであるというところで、これは11ページ以降に、10ページまでは個別の案件に関するコメント、指摘事項でご回答させていただきました。11ページ以降は、そもそも論点に含めたほうがいいんじゃないかというご指摘に対するご回答というところで、一番右側のJICAの回答というところが、今回ご回答させていただいたところでございます。

基本的に、左側の番号で言うと11ページの一番左を見ていただきたいんですけれども、1.4に関しましては、既にJICAのほうからステークホルダー参加計画の参照ですとか、事業により影響を受けるステークホルダー分析の実施も論点に含めさせていただいておりますので、こちらは既に反映済みではないかと思ってございます。

2.5の左から3行目、課題と教訓というところが、今回特にご意見として中心になってくるかと思うんですけれども、2.5の3行目、JICAによる人権状況の事実関係の把握方法と対応。事業者・政府関係者のみでなく、当該住民との直接協議、聞き取り調査をしたほうがいいんじゃないかというご指摘をいただきました。

ティラワのSEZですけれども、異議申し立ての本手続に進んでいるため、机上調査で異議申し立て担当審査役の調査報告書及び環境レビュー、モニタリング資料等をレ

ビューいたしましたので、本案件については現地調査は行ってございません。

なお、聞き取りにつきましては、次のページですけれども、プロジェクト実施主体である相手国等と連携して対応する必要があると考えてございます。また、相手国の理解を得て直接住民に聞く機会等、JICAとして必要な情報収集に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、12ページの真ん中の段ですけれども、RAPに含まれるべきところといたしまして、左から3行目、移転、補償、生計支援の準備、移転計画策定プロセス等の合意取りつけ等々をご指摘いただきました。これは一番右側に書かせていただきましたけれども、ステークホルダー分析、ステークホルダー協議計画に加えまして、世界銀行のESS5のAnnex1の住民移転計画の構成要素等々を論点に含めさせていただいております。こちらの中で具体的な生計支援もしくはプロセスについて詳細検討されてございますので、そちらを踏まえてご議論させていただければと思っております。

12ページ、13ページも基本的に同じでございます。ご指摘いただいた点は、移転、補償の生計支援の準備ですとか、13ページ目の真ん中、再取得価格、補償水準等々のご指摘、13ページの一番下、生活水準への十分な配慮といわれたものに関しましては、基本的にJICAといたしましては、今回、世銀のESS5と大きな乖離がないことを確認する、かつESS5のAnnex1の住民移転計画書の構成要素にこれらの情報は含まれていると考えてございまして、論点に含めていると考えてございます。

次の14ページ目の上も同じように考えてございます。

ティラワSEZの最後でございますけれども、14ページ目の下の段、ステークホルダー協議、住民移転計画等をご指摘いただいております。こちら一番右側に書かせていただいたとおり、これらの論点を踏まえて既にご提案させていただいているというふうに考えてございます。

最後のページですが、16ページ目の1点目ですけれども、こちらに関しまして課題と教訓のところ、上の段ですけれども、「合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的影響、累積的影響及び不可分一体の施設の影響」のカテゴリ分類への反映ということに関しましては、こちら、調べてございませんでしたので、右側の回答のとおり、どのようにカテゴリ分類、他ドナーにおいて反映しているかというところは確認させていただければと。

あと、不可分一体に関しては、下の段ですけれども、ケースバイケースで公正な判断が必要というところで、こちらに関しましては既に論点として含めさせていただいている状況でございます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○原嶋委員長 どうも丁寧な説明ありがとうございました。

それでは、量的にもかなり多うございますし、特にJICAからの回答で不十分であるとか、あるいは場合によっては不服があるとか、もしそういうことがあれば、そうい

うところを中心にご意見を頂戴したいと思います。時間の制約もございますので、少しそれぞれの委員、お考えをまとめていただいて、コンパクトにお願いをしたいと思いますのでよろしくお願いします。

あと、オブザーバーの方も必要に応じて挙手をしていただければ結構です。ただ、内容についてはコンパクトによろしくお願いします。

それでは、主には資料1でございますけれども、場合によっては資料3もかかわることも出てくると思いますけれども、ご意見、コメントございましたらご発言お願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

○田辺委員 2点ありまして、33ページのコメント88と89についてです。

まず88ですが、今回マタバリの個別案件シートを見させていただいて、35件も苦情が寄せられているというのはちょっと驚きだったんですけども、ただ、内容については、この段階ではまだ確認されていなくて、93番で、このマタバリについては苦情の内容を確認しますという回答は得られているのですが、それ以外の案件でどれぐらい苦情が寄せられているのかと、その苦情内容をきちんと把握していただきたいというのが88番の趣旨なのですが、回答のほうでは、個別シートに記載しております、ということだけだったので、数ではなく内容を調べていただきたいというのが88番の趣旨です。

それから89番については、きちんと具体名を書けばよかったのですが、情報公開政策についてもきちんと見てくださいということです。特に世銀とか、IFCとか、ADBもですけども、情報公開政策に結構書かれているので、それも参照してくださいということです。

以上です。

○永井 ありがとうございます。

88番の苦情処理については、利用状況について整理しておりますので、可能な限り内容についても確認できたものは整理したいと思ってございます。ありがとうございます。

あと89番、情報公開ポリシーですね、そちらについても確認したいと思っております。

○木口委員 私どもの2段階で出しました意見、コメントに詳細なお返事をいただきましてありがとうございました。最初の懸念としては、異論があるところをきちんとやってこそ今回のレビューではないかというところで、こちらがいろいろ出していた今までの異論が反映されていなかったということで細かく出させていただきました。

それから2番目には、特にティラワのインフラ関連ですけども、現地訪問されたということなんですが、現地の方とお会いできなかったようなので、どういう形で現地訪問をしたのかというのが非常に気になったところです。

4点ほどコメント、質問があるんですけど、よろしいんでしょうか。

相手国の理解を得て直接住民に意見を聞くというのは、相手国の理解を得るというのは、JICAさんとしては当然のことだと思うんですけども、その状況というのが、国によっては政府の方の立ち会いのもとで住民の方に会ったりすることがあるかもしれないんですが、そういう場合ですと、非常に住民の方が直接いろんな意見を言いにくいのではないかとこのことをこちらで懸念するんですが、どのような形で調査をされたかということも報告書に含められないかということをおもっています。

それから、私どものほうで出した資料のご回答の8ページ、9ページです。環境ガイドラインレビュー調査資料③のほうですけれども、こちら、22番と25番のところ「社会的弱者」という表現がありまして、土地権を持たない農民というのが社会的弱者ではないかというこちらのほうの指摘をさせていただいたんですけども、収入上そうではないという判断をされたということだったんですが、ちょっとこれは心配だと思っています。土地を持たない農民の方は、大体においては生計基盤がその地域では不安定な方たちですし、多くの場合は、その地域の中での貧困層というのを形成している人たちだと思います。耕せる土地が十分になかったりですとか、自然資源へのアクセスが制限されれば、当然その食費を賄うために働きに出て、お金を稼いで食事を賄わなければいけないということで、見た目上収入が上がるといことが、私どもよく見ることです。

例えば、ダム建設の影響を受けて貧困になったと訴えるような方たちのお話を聞くと、大体その農地を失ったとか、漁業ができなくなったという後に、一時的に収入がすごく上がるんですけども、それはそれまでつくっていたり、どこかでとっていた食料が手に入らなくなって現金が必要になったからという事実があるんです。なので、こういう人たちをその収入だけで見て、社会的弱者だというふうに判断されないというのは、今後のこういった調査としては非常に問題なのではないかと思っています。この調査の場合、その支出まで判断されて、見られて、それで社会的弱者ではないということを確認されたのであればいいんですが、そうでない場合というのは、収入だけで見ると非常に危険だと思います。

それから、特に土地権を持たない農民とかの方たちですとか、それから実施国が、政府が不法占拠者とみなす方たちですけれども、いろいろな理由で、不安定な状態で都市部などで暮らさなければいけない人たちということだと思います。例えば、先日ミャンマーの方からお話を伺ったんですが、ヤンゴンの近郊に広がっているスラムの居住者の方たちですけれども、サイクロン・ナルギスでイラワジデルタから生活できなくて出てきた方たちがかなりの部分いらっちゃって、そういう災害の被害に遭って、かつ社会的な支援を受けられなくて、やむを得ず都市部に入り込んでいるというような人たちがいらっしゃるわけなんです。その方たちを不法占拠者だというふうにみなして支援の対象にしないということになると、非常に援助効果の面からも、JICAの事業としても問題になるのではないかとこのことを懸念されますので、その不法占拠者

であるとか、社会的弱者であるという定義の見直しというのをぜひお願いしたいと思います。

あと、ティラワについてはいろいろ論点がございまして、別途細かいところは個別に会合させていただければと思っております。

長くなりましたが。

○原嶋委員長 主には相手国理解ということの調査の方法ということと、社会的弱者と不法占拠ということの定義のあり方についてが中心だったと思えますけれども、ご回答があれば。

○永井 まず、相手国の理解を得るというところで、住民協議のかかわりなんですけれども、JICAといたしましては、住民協議を行う場合には、まず借入人である相手国の理解を得るというのが大前提でございまして、かつ先方の借入国がオーケーならば、JICA単独でインタビューもあり得るといふふうに思っております。

仮に相手国が、単独で行っちゃだめよとなった場合には、それはなかなか難しいところがあるのかなと思っております。そこはあくまでも相手国政府との理解の中で、今回はJICAで単独で行くということはどうかなということ相談しながら、相手国住民に対してヒアリング等を行うことになるのかなといふふうに思っております。

○原嶋委員長 もう1点の社会的弱者と不法占拠の定義のあり方について。

○永井 まず、具体的に社会的弱者をどう定義しているかというところは、今ない状況です。今回、ティラワのインフラに関しては、相手国政府がつくった文書において貧困ラインというものを一つ定義として使っていて、我々としては、多分その当時ですけれども、社会的弱者には該当しない収入だったので大丈夫だろうと判断して、現時点において、苦情で彼らから来ている状況もございませぬし、生計が悪化しているという状況もございませぬので、現時点では問題なかった判断だったのではないのかなとは思っております。

○木口委員 2点目にもちょっと異論があるんですが、そちらはまた個別にお話しできればと思うんですが、相手国の理解を求めるといふのは、調査においては当然かと思うんですけれども、通常業務においてはそうだと思うんですが、今回のようなJICAさんが持っている制度を評価をするという、少し普段の事業とは別の枠組みで調査をされるときにも、必ず相手国を通さなければ現地の方の話を聞けないとなりますと、非常にその得られる情報といふのは限られてしまうと思うんです。その点についてはどう思われていらっしゃるのでしょうか。

○永井 まず、おっしゃっているのは、例えば、JICAがその相手国の了承なしに現場に行って聞くということございませぬか。要は、何もアポなしで現場に行って、JICAとしてヒアリングをするというご趣旨でございませぬか。

○木口委員 方法はわからないんですけれども、例えば、現地事務所があれば、現地事務所でNGOの方ですとか、住民の方と個別にお話しするようなことといふのは禁じ

られるようなことなのかというのが少し疑問に思うところですが、

○永井 基本的には、相手国政府との関係も重要でございますので、まずは相手国政府の理解を得た上で、ただ、JICA単独で行かせてくださいというふうには、お願いすることは多分にあります。決して毎回必ず実施機関と一緒にステークホルダー協議、インタビューをする、同席するというわけではございませんで、必要があればJICAが単独でインタビューさせていただきますとお願いして、相手国の了承が得られれば単独で行くというふうな対応を今行っております。

○木口委員 わかりました。

○原嶋委員長 多分、国の担当者とお話しするということと、実際のいろいろな人たちとの反応の違いがある場合に、理解ということの答えが変わってくる可能性があるんじゃないかということです。

今ここでは答えが出ないと思うんですけれども、調査方法については、もう少し明確に示していただくことが必要だと思いますし、可能であれば、広く意見を聞くという機会をどうつくるかということについて、ここではなくて何かご意見を、提案をいただくなりして、すぐできるかどうかは別としても、考えていただくということはあるといいと。

簡単に言うと、もう少しグラスルーツの人たちと直接対話をする機会を持ったかどうかということだと思えますけれども、その限界もないわけではないと思いますので、その辺どこかで折り合いをつけていただくとか、探り合いをしていただくということは、あってもいいんじゃないかと思えますけれども、いかがですか。

○永井 まず前提として、やはり相手国の理解というのは、それはお互いの関係もありますので、理解が重要なこと。ただ、協力準備調査でフォーカルグループディスカッションですとか、皆さんを呼んで大きなコンサルテーションをやっていますけれども、そういう場合、結構自由に話されているように思えますけれども、その場をどうつくるかというところが重要なことだと思います。

ただ、もちろん相手国の理解があつてというのが前提だと思います。

○原嶋委員長 今回の調査方法が、本当に理解を得ることを評価できているかどうかということも、今ここでは断定できないので、もし何か、明らかに今の調査方法の中で相手国の広い意見がしっかりと組み入れられていないということがもしあるのであれば、またこれはこれでご指摘いただいたほうがいいと思うんですけれども、そのあたりはいつまでも、なかなか答えが出ないところですが、

○永井 ただ1点、ティラワのSEZは、前もご説明しましたが、異議申し立てに行っている案件で、現地調査を行っていないです。多くのご質問がティラワのSEZに対するご質問で、住民参加の件だったと思うんですけれども、これは以前もご説明したとおり異議申し立てに行っていて、既存の異議申し立ての審査役の報告書であったり、既存のモニタリングの報告書からレビューをさせていただいているというところはご理

解いただければと思います。

○木口委員 ありがとうございます。

ただ、異議申し立てに至った経緯というのもありますので、事前に住民の方が連絡していたりとか、面談の申し込みをしたにもかかわらず、それがなされたかったということで、最終的に異議申し立てとして受理されているわけですから、そのあたりも含めて全体を反省、お互いにできればと思っていますのでよろしく願いいたします。

○原嶋委員長 ほかにございますでしょうか。今日いらっしゃる委員の方の中では8名ぐらいの方がコメントを出されて、それに対するお答えもあるようですけれども、何か不十分な点、あるいは何かございましたら。

○日比委員 ありがとうございます。

私のコメントに対してのお答えは、今いただいているもので、現段階では了解しました。

別件で、論点案に上がっていたかどうかは今思い出せないのですが、世銀のESFを見ていて気づいた点だったんですけれども、特に事業で調達する原料等のサプライチェーンの上流での影響というのは論点に上がっているのでしょうか。

○永井 現在の論点案には入っていません。

○日比委員 これまでにも、この助言委員会の中で、個別案件の中でそういうご意見も委員の方から出ていたように記憶します。論点に含めたほうがいいのかなと思うんですけれども。

○永井 まず、いただきましたご意見については、国際機関でどこまで確認しているのかというところをまず整理させていただいて、最終報告書（案）でお示しできるかなと。要は、サプライチェーンにおける確認をどこまでやっているかということと、何を確認しているかというご指摘だと思いますので、そちらは他ドナーの報告書等も見つつ整理させていただければと思います。承知しました。

○日比委員 ぜひお願いします。

○原嶋委員長 確認ですけれども、事業に必要な資材の、サプライチェーンの中のグリーン調達について、どのぐらいカバーしているかということについてでしたっけ。

○日比委員 はい。

○原嶋委員長 これは、内容としてはどこかで出ているわけですか。

○永井 今は、内容としては出ておりません。明確にそのサプライチェーンという言葉がこの論点案の中には出てきていませんので、まずは調査で他ドナーの動向を踏まえて、どこまで何をしているのかというところを整理させていただければと思います。

○原嶋委員長 理想的には全部でしょうけれども、なかなか現実には制約も多いところなので、どこまでできるかということですね。

○日比委員 世銀のESFには、何かそういう項目が入っていたような記憶があつて。

○永井 世銀の現行の、私の理解では、別に見たわけではないですけれども、プライ

マリーサプライに関しては確認を求められております。

○日比委員 わかりました。

○原嶋委員長 ほかにございますでしょうか。

○錦澤委員 1月の全体会に欠席をして、コメントを出せずに申しわけなかったんですけども、1点気になった点を申し上げたいんですけども、最初のスクリーニングの話で、カテゴリAなのか、Bなのか、Cなのかというその分類を、JICAのほうで判断をやっているということだと思んですけども、このガイドラインを見て、別紙の3を今見ているんですけども、幾つか分野があって、以下のセクターのうち大規模なものと書いてあって、通常のアセスの仕組みですと、いわゆるしきい値みたいなものを設けて、これ以上のものはAでやります、これ以下のものはCになりますというようなしきい値を設けて、その中間のグレーゾーンのことを、ケースバイケースで審査部で判断するというやり方をとるのが通常だと思んですけども、大規模なものというのは、何か別紙か、あるいは内規のようなもので規定があって、それによって決めているのでしょうか。そのあたりがどうなっているのか教えていただきたいんですけども。

○永井 まず、別紙3の規模要件に関しましては、国際機関の対応ですとか、日本の環境アセスも参考にしながらJICAとして判断しております。ですので、先ほどのしきい値のようなものを対外的に示しているものはございません。国際機関ですとか日本のアセスなどを参照して決めてございます。

○錦澤委員 そうすると、その都度それを参照して判断をするというような形ですか。

○永井 そういう形でございます。ただ、もし必要があれば、ほかのドナーが、例えばどのような形でポリシー上、もしくはその下のガイダンスのところでしきい値を設けているのかということは、確認することはできるかと思います。

○錦澤委員 どこまでその規制として義務化をして、どこまで柔軟性を持たせるかというのは、難しい面があるとは思んですけども、JICAで判断をしているということなので、実質的に大きな問題があるとは思えないんですけども。

○永井 JICAで公開するときは、ぼんとカテゴリAと公表しているわけではなくて、そのAとした判断根拠を一緒にあわせて説明させていただいて、だから我々としてAと判断したという数字、定量的なもの、規模感も含めてご説明させていただいて、助言委員会にもご説明させていただいているというところでございます。対外的にも公表してございます。

○錦澤委員 わかりました。

○原嶋委員長 特に大規模要件ということが多いと思いますけれども、必ずしも数字としては明示していないけれども、過去の慣例とかケースを踏まえて説明をさせていただいて、それを議論する。それがちょっとおかしいんじゃないかというときもたまにはありますけれども、特に住民移転の数は何人だったら多いのか、少ないのかという

のは、それはもうなかなか状況によって変わってくるので、一つの数字を出しているということではないけれども、過去の慣例などを踏まえて評価をして、それを情報公開して議論するという形を進めているということです、現状では。

あとほかに、オブザーバーの方も含めて何かご意見ございましたら。

どうぞ。

○福嶋委員 形式的なことなんですけれども、最終報告書（案）が、多分次に出されるタイミングですよ、それはいつごろでしたでしょうか。

○永井 5月以降。木口委員に怒られそうですけれども、5月以降にご説明したいというふうに考えてございます。

○福嶋委員 1月が自分もばたばたして、すみません、意見を出せなかったんですけども、今日拝見して、大体自分が言いたかったことは、ほかの委員の方がおっしゃっていただいているので非常によかったなと思っていて。ただ、最終報告書（案）を出されるときに、委員皆さんのご意見が溶け込んじゃうとちょっとわからなくなると思うので、何かうまく工夫をいただければと思うんですけれども。やはり僕も重要だと思っていた意見は、結構かなりの委員の方が同じ意見をおっしゃっていたりするので。もちろん、お一人しかご意見を言っていないからといって、それが重要じゃないというわけではないんですけれども、どういった意見が多かったとか、何人の委員がこの論点について言っていたとか、溶け込んじゃうと誰がどれを言ったのかというのがわからなくなってしまうような気がしますので、見せ方といいますか、資料の体裁の工夫か何かで、その重みづけといいますか、この部分については委員の意見が多かったとか、何かそういったものをわかるような形で、最終報告をしていただくときにも配慮いただけると。別の紙か何かわかりませんが。

○永井 別の紙で。

○福嶋委員 はい、何か工夫いただければ。すみません。

○原嶋委員長 今は委員別に並べていただいているんですが、今度は課題別に少し整理するという可能性はあるんですけれども。

○永井 そうですね、全ての文言、グルーピングして整理できないかどうか検討したいと思います。見せ方の問題、整理の問題としてそういうふうにしたいと。

○原嶋委員長 あまり残業しない範囲でやってください。

○木口委員 論点案をこちらからもう一度整理して出し直したいんですが、そのタイミングというのは、その最終報告書（案）が出てからお出したほうがいいのか、その前に少しやっていったほうがいいのかというスケジュール感をお伺いできれば。

○永井 いつでもオープンでございまして、団体として意見書を出されるときにおいて、別にDFRを待つとか、そういうつもりはないので、ただ、我々の最終的な意見を反映したものを、DFRを見てからのほうが議論はしやすいかなという気はしますが、そこはもうお任せいたします。

○木口委員 わかりました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 1点だけ。作本先生のところで、60番で国際環境条約とか、人権条約について、日本の遵守状況を前提にするということはいいんですけれども、実は、相手国が遵守しているかどうかということもとても重要で、例えば、今、貿易ではTPPとか、ヨーロッパとのEPAもそうなんですけれども、国際環境条約とか人権条約に入っているんですけれども、必ず当事国が両方とも遵守している条約しか入れないんです。そこを余り過剰に、多分、人権なんか、例えば、途上国の人権で入っていないところに、こういう人権をというのを、日本が入っているからそれをというわけにもいれない場合もあって、相手国の条約遵守状況をどう考えるかというのは今抜けているので考慮していただきたい。それだけです。

○永井 どこまで、借入国の数も多いし……

○原嶋委員長 そうじゃなくて、ケースバイケースでいいんですけれども、相手国が遵守していないときにどうするかということは、一つ重要なんです。例えば、日本で人権条約、全部入っていませんけれども、入っていると。どこかの国が入っていないからといって、日本がドナーになるから、その人権を、おまえ守れと言い切れるかどうか。

○永井 わかりました。個別の国の事象というわけではなくて、そういう論点というか、そういうことも配慮した。

○原嶋委員長 そうです。現実にはTPPでは、アメリカが京都議定書に入っていないので、そこは抜けているんです。だから気候変動じゃなくてローエミッションというふうになっているわけなんですけれども、ヨーロッパとのEPAでは入っていると、そこがとても大事なところで、相手側の主権をどう尊重するかという問題なので、全部を今調べるということじゃなくて、相手方が入っていないときにどうするかという問題が一個あるということです。

○永井 ありがとうございます。

○原嶋委員長 ほかにございますか。
どうぞ。

○村山委員 今日欠席されている委員の方もいらっしゃいますし、私も今の段階で、全て完全にチェックをして追加の意見を出せない部分もあるので、少し時間をいただいて、追加の意見があれば出せるような形をお願いしたいというのと、今回はガイドラインのレビューなんですけれども、どこを目指しているのかが今ひとつはっきりしないところがあって、ガイドラインそのものの話もあるんですけれども、運用に関する話もあって、今の段階では両方出ていると思うんですが、基本はやはりガイドラインの改定ということでしょうか。運用の見直しも含めて、今の時点では考えているという理解でよろしいでしょうか。

○永井 まず、ガイドラインの改定が前提だと思うんですけれども、今回、論点案と

いう形で前日に資料を配らせていただきました。この論点案もガイドラインへの反映に導くものもあれば、実は運用面に対応するという結論になるものもあるし、そもそもガイドラインの運用にも本文にも関係ないですねという形のものに変わっていくのかなと。

論点として出していただいて、運用面で処理するものは運用面で処理しますと我々のほうからご回答させていただいて、とりあえずご意見をいただくところは、あえてこれはガイドラインの文言だからとか、運用とかというふうを考えるのではなくて、やはり日々やっていく中で、これが論点ではないかと思われるものを出していただいて、それでJICAのほうとして、最終的にこれはガイドラインで対応したいと思いますとか、運用面に対応したいと思いますというふうに対応させていただけないでしょうか。そのほうがいいかなと思っています。

○原嶋委員長 いずれにしても、まだ少し時間の余裕をいただいて、今日ご出席されていない委員もいらっしゃるので、補足のリミットをつくったほうがいいですか。余り延ばしてもあれでしょうけれども。

○永井 コメントのコメントでずっと期限を設けても、なかなか終わりがいいんですけれども、いただければ全然構わないですし、それは正直ご回答というよりは、最終報告書（案）のところで、また改めてこういうご意見をそれまでにもらいましたという形で説明を。

○原嶋委員長 いずれにしても、また最終報告書（案）が5月以降に出てくる段階では、一つ明らかに。

○永井 またそこで改めてコメント、ご意見を募集したいとは思ってございます。なので、期限を設けたほうがよろしいという意味ですか。いつでも。

○原嶋委員長 もし重要な点があれば、本当に1週間とか、それぐらいの範囲の中で、もし明らかに不十分であるということがあれば、いただくことはいただいて。1週間ぐらいでよろしいですか。

○永井 わかりました。では、3月11日月曜日をめどに、今回ご回答の中で、ここは…

○原嶋委員長 そこで一旦締め切りにさせていただいて、ドラフトファイナルレポートの作業に進んでいただいて。

○永井 はい。ただ、それ以降でも構いませんけれども。

○日比委員 1件だけ、別の些末な点で。私の意見、特に23番にご回答いただいている、ご説明いただいた範囲では、私の意図するところは酌み取っていただいているというふうに思っていますが、書かれている回答を改めて読むと、私が生物多様性オフセットをぜひやれと言っているようにも読めます。オフセットも一つの手段ではあるんですけれども、より重要なのは、これはほかの委員の方からももうご指摘いただいているもう受け取っていただいていると思うんですけれども、生息区分とか保護区の

定義の問題、それから科学的なデータの活用に加えてオフセットなどの考え方や手法を、これまでまだ取り入れていなかった生物、生態系への影響の緩和手段として整理していただければという文脈です。それだけ追加して書いておいていただけると。

○永井 追加というのは。

○日比委員 追加という、この23番のお答えの欄に。

○永井 ホームページで公開させていただく回答欄に、今のところを2行ぐらい。

○日比委員 そうです、はい。

○永井 承知しました。

○日比委員 ありがとうございます。

○原嶋委員長 どうぞ、短目をお願いします。

○長谷川委員 3月11日まで機会をいただきましてありがとうございました。私も12月、1月と忙しくて全然コメントできなかつたもので、今回、いろいろ上がっている以外の角度からもコメントでもよろしいでしょうか。

○永井 結構でございます。

○長谷川委員 それから、もう一つの質問としては、ガイドラインの中で本文と別紙となっているんですけども、先ほどの運用などを考えた場合は、この使い分けとしては、本文は大きなところで、より詳細なところは別紙みたいな、こういうふうな感じなんですか。

○永井 ガイドラインのたてつけは、第2章、第3章がJICAに求められる責任。別紙1が相手国政府に求める要件ということで分けられて、構成されてございますので、本文はJICAが何をしなければいけないのか。別紙は相手国に求める要件が書いてあるというのがたてつけでございます。なので、別紙が低い、弱いとかではなくて、別紙は別紙として重要な内容となっております。

ただ、先ほどのチェックリストはガイドラインの一部を構成していませんので、これは別途違うドキュメントというふうに整理されております。

○原嶋委員長 本当にご苦労様です。そういうことで、一応締め切りをつくりまして、そこで一旦区切りとさせていただくということで、次の作業に移るということになりますので、その時間の範囲の中でご意見を頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

ほかにご意見ございますでしょうか。

○米田副委員長 何度も説明していただいたかと思うんですけども、やっぱりちょっと混乱してきてしまったので、進め方について質問させていただきます。これで最終報告が出て、実際にガイドラインの文言なりを検討するのは別の場というお話だったように思うんですが、それでよろしいのでしょうか。

つまり、私たちは、その最終報告書にコメントをして、それをどなたかほかの方たちがガイドラインに反映していくという理解でいいのでしょうか。

○永井 現在決まっている手続ですけれども、まず最終報告書（案）を出させていただいて、コメントの意見を頂戴して、あとパブコメもさせていただきます。ある程度、この論点案というのがまとまってきますと。こちらに関して、改めて助言委員会の場で包括的な検討を行っていただくことを――正式に言うと、JICAが包括的な検討を行って、また助言をいただくという形になるというたてつけになります。

ガイドライン上は、レビュー結果に基づいて包括的な検討を行うと。今、そのレビュー結果をJICAとして導き出すために調査をしてるところ。その後、助言委員会を交えまして、JICAのほうで包括的な検討をさせていただいて、また同じようにコメントをいただくという形です。

それが終わった後に、必要があればガイドラインの改定と。それまでは、ガイドラインの文言には触らないことになっておりまして、それで包括的な検討が終わった後、ガイドラインの改定プロセス。

ガイドラインの改定プロセスについては、今のところ決まってはございません。まだ未定の段階でございます。決まっているのは、包括的な検討を助言委員会を含めてさせていただくということでございます。

○原嶋委員長 一応、今のはこれに書いてあるとおりの説明ですよ。

ありがとうございました。

それでは、時間の制約もございますので、一応この件については、ここで締めくくりとさせていただきます。

あと、次回ですか。

○永井 次回の助言委員会ですけれども、次回の助言委員会は4月5日午後2時からJICA本部になってございます。よろしくお願いいたします。

○原嶋委員長 それでは、確認ですけれども、今のガイドラインのレビュー調査の報告については、先ほどの期間の中で、時間厳守で何かあればいただいて、次の作業のステップというふうに進んでいきたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

○永井 3月11日。よろしくお願いいたします。

○原嶋委員長 では、今日はどうもありがとうございました。

午後5時05分閉会